

令和 6 年 川 西 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

開会 令和 6 年 3 月 5 日

閉会 令和 6 年 3 月 19 日

令和 6 年 川 西 町 議 会
第 1 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

令和 6 年 3 月 5 日

令和6年川西町議会第1回定例会会議録（開会）

召 集 年 月 日	令和6年3月5日		
召 集 の 場 所	川西町役場議場		
開 会	令和6年3月5日 午前10時00分 宣告		
出 席 議 員	1 番 松波 芳子	2 番 齋藤 麻由	3 番 安達 憲太郎
	4 番 阪本 学	5 番 弓仲 利博	6 番 福山 臣尾
	7 番 堀 格	8 番 安井 知子	9 番 伊藤 彰夫
	10番 石田 三郎	11番 寺澤 秀和	12番 芝 和也
欠 席 議 員			
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町 長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純	住民保険担当理事 大西 成弘	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	まちづくり推進課長 喜多 勲	まちマネジメント課長 中川 辰也	
	デジタル推進室長 梅津 光章		
	長寿介護課長 栗林 美子	福祉こども課長 中森 委香	
	社会教育課長 浅田 裕信	教育総務課長 高場 慎太郎	
		会計管理者 岡田 充浩	監査委員 西田 亜希子
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	10番 石田 三郎 議員	11番 寺澤 秀和 議員	

川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和6年3月5日（火） 午前10時00分 開会

日 程	議 案 番 号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第1号	定期監査報告について
	報告第2号	専決処分の報告について
	報告第3号	専決処分の報告について
第4	承認第1号	令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第5	議案第1号	令和6年度川西町一般会計予算について
第6	議案第2号	令和6年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第7	議案第3号	令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第8	議案第4号	令和6年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第9	議案第5号	令和6年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について
第10	議案第6号	令和6年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第11	議案第7号	令和6年度川西町下水道事業会計予算について
第12	議案第8号	令和5年度川西町一般会計補正予算について（第8回）
第13	議案第9号	令和5年度川西町一般会計補正予算について（第9回）
第14	議案第10号	令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第15	議案第11号	令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第16	議案第12号	令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第17	議案第13号	令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第18	議案第14号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第19	議案第15号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第20	議案第16号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第 21	議案第 17 号	川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 22	議案第 18 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について
第 23	議案第 19 号	川西町手数料条例の一部改正について
第 24	議案第 20 号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について
第 25	議案第 21 号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
第 26	議案第 22 号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
第 27	議案第 23 号	川西町介護保険条例の一部改正について
第 28	議案第 24 号	川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 29	議案第 25 号	川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第 30	議案第 26 号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 31	議案第 27 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第 32	議案第 28 号	川西町都市計画審議会条例の一部改正について
第 33	議案第 29 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 34	議案第 30 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 35	議案第 31 号	川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例の制定について
第 36	議案第 32 号	川西町道路線の認定について
第 37	議案第 33 号	川西町道路線の変更について
第 38	議案第 34 号	川西町体育施設の指定管理者の指定について
第 39	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 40	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 41	発議第 1 号	川西町議会委員会条例の一部改正について

(午前10時00分 開会)

○議長(弓仲利博議員) おはようございます。

これより令和6年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

(町長 小澤晃広 登壇 挨拶)

○町長(小澤晃広) 皆様改めましておはようございます。

本日ここに、令和6年川西町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、厚く感謝申し上げます。

さて、本年1月1日能登半島を震源とする最大震度7の大規模地震が発生し、家屋の倒壊や、土砂災害、火災、津波などにより、200人を超える方の尊い命が失われました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心からお悔やみ申し上げます。

そして、被災され、今なお避難生活を余儀なくされている皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早く地域の復旧・復興が進み、可能な限り、もとの平穏な生活を取り戻されるよう、お祈り申し上げます。

自然災害は、しばしば突発的で、予測のつかない大惨事となり、大きな悔恨を残します。

町政を預かるものとして、一つの大きな教訓とさせていただきながら、引き続き安心安全のまちづくりを心がけねばと考える次第でございます。

さて、私が町長に就任させていただき、今回で3回目の予算編成となりました。この間、新型コロナウイルス蔓延による社会経済活動の停滞、そして、世界に目を転じれば、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルのガザ地区侵攻など、社会は分断と対立の真ただ中にあり、平和や平穏な生活とは、ほど遠い状況にあります。

しかしながら、こうした状況にあるからこそ、我々はこの小さなまち川西において、未来に希望を持ち、確かな日常の中で幸せなくらしの実現を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていかなければならないと考える次第です。

私は今年の仕事始め式の訓示において、チーム川西の一員である職員の皆さんに対し、次のことをお願いし意識の共有を図りました。

すなわち、私達のミッションは、私達のまち川西における、幸せなくらしの実現であり、持続可能な未来の実現にあること、そのビジョンは、かわちやれtownかわにし、かわいいチャレンジがあふれ、ちかさがチカラになる町かわにしとすること、そして、我々チーム川西に求められる価値、バリューとは、主人公として挑戦し、パートナーとして対話し、チームとして協働を図ることであること。私は、このミッション、ビジョン、バリューを基礎として、職員と一丸となって、これまでの政策をさらに充実させ、多くの住民の方が、よりよい暮らし、未来世代に誇り

を持って引き継げるまちを実感していけるよう、尽力してまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、令和6年度一般会計当初予算の他、予算関係、条例関係、その他議案など、計39件を提出させていただいております。

何とぞ、慎重ご審議のうえ、ご議決、ご承認賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） ありがとうございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、石田三郎議員、11番、寺澤秀和議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第1号、令和5年12月から令和6年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に求めます。

西田監査委員。

（監査委員 西田亜希子 登壇 報告）

○監査委員（西田亜希子） 令和5年12月から令和6年2月期に実施いたしました例月監査の結果をご報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和5年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、岡田会計管理者並びに中川事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに、ご報告申し上げます。

令和6年3月5日 監査委員 西田亜希子

○議長（弓仲利博議員） 報告第2号及び第3号「専決処分の報告について」は、お手元に配付しておりますので、ご清覧おきをお願いします。

以上で、諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、「令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について」より、日程第40、諮問第2号「川西町人権擁護委員候補者の推薦について」まで

の各議案につきましては、既に、招集通知とともに配布しております関係上、各位におかれましては、熟読願っておりますので、この際、各議案の朗読を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって、各議案の朗読は省略することに決定いたしました。

日程第4、承認第1号「令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 小澤晃広 登壇 説明)

○町 長 それでは、ご説明いたします。

承認第1号「令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について」であります。これは国の総合経済対策及び補正予算により、個人住民税均等割のみ課税世帯に対し、10万円の給付、そして低所得の子育て世帯に対し、18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付を、早期に支給するよう求められたことから、地方自治法第179条

第1項の規定により、総額5028万円の予算を専決処分したものであります。

説明は以上であります。

○議 長(弓仲利博議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑はないようですので、これをもって質疑を終わります。

承認第1号については、議会規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

承認第1号「令和5年度川西町一般会計補正予算の専決処分について」を採決いたします。

この採決は、挙手によって、行います。

承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は挙手願います。

賛成全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。

日程第3、議案第1号「令和6年度川西町一般会計予算について」から、日程第38、議案第34号「川西町体育施設の指定管理者の指定について」までの議案34

件を一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第34号までを一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小澤晃広) それでは、これより令和6年度川西町一般会計当初予算を初め、今議会に上程いたしました諸議案の提案要旨について、ご説明いたします。今回、非常に議案が多くなっておりまして、長時間をいただくかと存じますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、新年度における町政運営の基本方針と主な政策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、冒頭のご挨拶で申し上げましたように、引き続き世界において社会が混乱し、不安定性不確実性が高まる中、我が国を取り巻く環境も予断を許さない状況にあります。こうした中、国におかれては、物価高に対応し、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術イノベーション、GX、DX等の国内投資の促進、また、少子化対策・子ども政策の抜本的強化を含む包摂社会の実現など新しい資本主義の実現のため、令和6年度一般会計予算を総額112兆5000億円余りで編成されたところであります。

また、これに基づく令和6年度地方財政計画は、総額93兆6000億円、一般財源総額では、交付団体ベースで62兆7000億円確保され、社会保障関係経費や人件費の増加が見込まれる中、子ども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な財源手当がなされたところであります。

このような背景を踏まえ、我が川西町においては、これまで進めてまいりました、政策の4つの柱、シニアの生活支援強化、子育て、教育の支援強化、人、企業が集まるまちづくりの推進、行財政改革の推進強化の4つの柱を予算編成の中核として作業を進めてまいりました結果、令和6年度の一般会計予算の総額は、51億4941万5000円となったところであります。私は、この予算を未来創造ギアチェンジ予算と位置づけています。

現在、川西町の人口は8100人を切り、本年にも8000人を割ってしまうであろう状況にあります。私が町長に就任させていただいて、約2年半、様々な事業に取り組ませていただき、着実に前に進んでいると考えておりますが、国全体での人口減少、少子高齢化の流れは激しく、川西が置かれている状況は容易ではありません。

さらに、ギアを上げて取組を進め、川西町の幸せな暮らしを実現する、川西町の持続可能な未来を実現するんだという意志を込めて、未来創造ギアチェンジ予算として編成させていただきました。

予算の詳細につきましては、後ほど、ご説明申し上げますが、4つの柱に関わる主な政策といたしまして、シニアの生活支援強化の観点では、地域内の円滑な移動

のため、コミュニティバスの更新やタクシーチケット助成制度を創設し、高齢者の利便性の確保を図るとともに、子育て・教育の支援強化の分野では、子育て世帯の経済負担の軽減のため、式下中学校生徒の給食費無償化や子ども医療費の現物給付化の実現、また、子育て支援センターの移転整備を図るなど、子育て環境の整備を進めます。

一方、まちづくりの分野では、結崎駅の併設施設をはじめとする周辺の施設整備や、町のさらなる発展に向けた産業拠点施設創出に係る基本計画策定等に着手し、にぎわいと活力あふれたまちづくりを進めるとともに、行政改革の分野では、公開型地図情報システムの構築や、図書館のセルフ貸出システムの導入、さらに、電子契約サービスの利用開始により、住民等の利便性向上に配慮したデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXによる行政改革を推進することとしています。この予算により、ギアチェンジ、さらにギアを上げて、より幸せな暮らしづくり、持続可能な未来づくりに取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

次に、国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計の予算であります、総額で22億8075万6000円になりました。

また、公営企業会計の下水道事業会計予算については、その業務量を水洗化人口7023人、年間総処理水量80万3336立米とし、収益的収支の予定額では、下水道事業収益を3億2434万3000円、下水道事業費用を2億6517万7000円、資本的収支の予定額では、資本的収入2億3680万円、資本的支出2億9761万9000円を見込んでいます。

それでは、これより別にお配りしています「令和6年度当初予算案の主要施策の概要」により、主な新規・重点施策について、ご説明いたします。

それでは、まず、3ページの、1. 庁舎等整備事業として、経年劣化した役場駐車場の白線の補修工事を行い、車で来訪される方の利便向上を図ります。次に3. 消防防災対策の推進ですが、令和4年度に着手した地域防災計画の見直しが完了したことを受け、新たな防災計画に基づき、住民の生命と財産を守るため、防災訓練等各種関連事業の実施により、防災対策の推進に努めます。

3ページの下段、1. 電子申告支援システムの活用では、国税庁と連携し、確定申告書データの送信・回送を行うことにより、住民皆様の利便性の向上と町民税課税事務の効率化を図ります。

引き続き、公平で適正な賦課・徴収に努めるとともに、事務の効率化や納税事務の負担軽減を図ってまいります。

4ページの1. 広報・広聴事業では、川西町の認知度向上と魅力発信を行うため、広報誌の発行や、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどの媒体を利用して、様々な情報発信を行ってまいります。2. 企画事業の(3)地域公共交通対策事業では、高齢者等交通弱者の移動手段として活用されているコミュニティバスの車両更新を行い、利用者の利便性向上に努めるとともに、コミュニティバス以外の新たな移動手段として、タクシーチケットの助成制度を開始します。(5)自治会活動の推進では、集会所バリアフリー化促進補助事業を継続実施し、高齢者などに使いやすい環境整備を支援します。(6)ふるさと応援寄附金事業では、新たに本

町の取組に賛同し、寄付金をいただくクラウドファンディング型ふるさと納税制度を開始します。

3. 結崎駅周辺活性化事業では、町民が集い憩う拠点として、「おくやまテラス」の整備活用を図り、駅周辺のにぎわい創出を目指します。

4. 町制50周年事業では、令和7年度に町制施行50周年という大きな節目を迎えるにあたり、住民の皆さんとともに、これまで先人が築いてきていただいたまちの歴史を振り返りつつ、未来を展望し更なる発展を祈念する、50周年記念事業の計画や準備を進めます。

5. の(1)、地方創生事業では、本町の魅力や取組をPRするため、企業版ふるさと納税制度を活用し、官民連携による地方創生の促進を図ります。(2) 移住定住促進

事業では、東京圏をはじめとする移住・定住を促進するため、移住定住促進補助金制度を継続実施します。

6. 商工総務事業の(2) 商工業振興事業では、「マルシェ」や「地域マーケット」を開催し、地元の良さを再発見していただくとともに、その魅力は町内外に発信して、まちの活性化に繋がります。

6 ページの中段、1. 基幹システム共同化の推進及び情報システムの充実であります。

デジタル化の推進を通じて、住民の皆様の利便性向上や行政事務の効率化を進めることとしておりますが、令和6年度は、7市町で共同処理を行っている住民情報の基幹システムについて、国が進める標準システムへの移行準備を継続して行うとともに、老朽化した情報機器の更新と、公開型地図情報システムの構築を進めます。

また、デジタルデバйд対策として行うスマートフォン講習会の開催や役場・集会所等におけるフリーWi-Fiの提供を引き続き実施してまいります。

6 ページの下段、1. 児童・ひとり親福祉の推進では、次代の社会を担う子どもの健やかな成長と子育て環境の安定を図るため、本年10月分の児童手当より、所得制限を撤廃、支給期間を、中学生卒業時から高校卒業年齢まで延長するとともに、第3子以降の多子加算など大幅な拡充を行います。

また、2. 福祉医療対策の推進では、子ども医療費助成制度において、本年8月診療分より、子どもの年齢にかかわらず助成方法を「償還払い」から「現物給付」に変更し、保護者の負担軽減を図ります。

7 ページの4. 戸籍・住民基本台帳事務では、令和6年3月から開始された戸籍の各種届けの情報連携や証明書等の広域交付の業務を継続し、令和6年度中に戸籍に振り仮名を追加するためのシステム改修を行います。また、マイナンバーカードの普及促進策として、18歳までの子どもの新規申請分に対し、図書カードの配布を行います。

最下段の、7. 国民健康保険制度についてですが、安定的な財政運営と、広域的効率的な事業経営の確保のため、令和6年度から、県内統一税率による保険料賦課が開始され、負担の公平化が図られます。

また、8 ページの(4) 国民健康保険被保険者の保健事業では、被保険者の健康

保持・増進のための諸事業を進めるとともに、令和6年度から開始する第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査実施計画により、医療費の伸びの抑制を図ります。

8. 環境衛生の推進では、県下10市町村で設置する山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設の竣工を目指すとともに、令和7年1月中旬の試運転開始に合わせ、過積載防止のための重量計設置や、老朽化した塵芥車の更新を行います。

9ページをご覧ください。9. 人権施策事業では、新たに「川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例」を制定し、誰もがそれぞれ違いを尊重しながら、個性を生かして自分らしく生き、幸せの実現を図ることのできる共生のまちづくりを進めます。

また、この施行に合わせて、性的マイノリティの方を対象にした「パートナーシップ宣誓制度」を導入することとしております。

10ページの3. 児童・母子福祉の推進では、(1) 保育の実施・運営補助として、新たに、保育人材の確保・定着を促進するため、町内民間保育施設に勤務する常勤保育士の処遇改善や、子どもの性被害防止対策として、パーテーション・簡易更衣室等の設置に係る補助を行います。(2) 放課後児童対策事業では、令和5年12月から実質導入した、長期休業日等における昼食提供サービスを引き続き実施し、新たな川西学童テラスの利用利便性の向上と保護者負担の軽減化を図ります。(4) 子育て支援センター移転整備事業では、令和6年度から検討を進め、文化会館木育広場及び中庭の改修とともに、子ども支援センター機能を含んだ、未就学児から小学生までの幅広い年齢層の子どもとその親子が集える施設の整備を進め、令和7年度初めにも完成・オープンしたいと考えております。(7) 子ども・子育て支援事業では、令和5年度に実施したニーズ調査を踏まえ、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制や支援施策を定める「第3期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。加えて、全ての子ども・若者が将来にわたり幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れるよう、「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を含む子ども施策を総合的に定める、「川西町こども計画」を策定するため、令和6年度において、ニーズ調査を実施し、幅広く意見の収集を行います。(8) こども家庭センター事業では、児童福祉法の改正に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉について、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、子育てに困難を抱える家庭を、切れ目なく、丁寧に支援していきます。

8. 保健衛生事業の推進のうち、(2) 健康づくり事業では、がんとの共生に向けたアピアランスケアの一助として、がん治療等に伴う外見変化を補完するための医療用ウィッグや乳房補装具等の購入助成制度を新たに創設します。(4) 母子保健事業では、引き続き、各種健診や教室の実施、保健師及び助産師等による産前産後におけるサポート、小児科医及び産婦人科医によるオンライン相談、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援及び経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業等を、個々のニーズに応じて、切れ目なく適切に実施します。

加えて、不妊治療費助成事業を新たにスタートし、不妊に悩む夫婦等の経済的な

負担を軽減し、若い世代がライフプランとして妊娠・出産を視野に入れ、積極的に治療が受けられるようサポートします。(5) 予防接種事業では、新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置づけられたことから、令和6年度から、同法に基づく定期接種として実施する体制を整えます。

12ページをご覧ください。1. 高齢者福祉の推進、(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、令和5年度に作成した実施計画書により、令和6年度は、健康状態不明者の把握や糖尿病重症化予防、フレイル予防など、健康教育や個別指導を実施します。

2. 介護保険対策の推進です。高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、令和6年度から3年間の「第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」に基づき、要支援認定者等の自立支援を目的とした短期集中訪問型サービスを開始し、人と人のつながりを支援する、地域支え合いを推進・強化します。

13ページに参りまして、町直営の地域包括支援センターでは、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、また、対象者のケアプランに基づく介護予防や日常生活の自立に向けた支援を引き続き実施します。

3. 介護サービス事業の推進です。ぬくもりの郷デイサービス及びグループホームを指定管理者に管理させることにより、民間事業者のノウハウを活用し、多様化するニーズに対応したサービス提供を行うなど、利用者の利便性向上に努めます。

14ページをご覧ください。2. 農業基盤の整備では、農業経営の合理化、農業生産力の向上及び農業構造の改善を図るため、農業用施設等の整備や維持管理を進めることとしており、令和6年度は、杉の木井堰の改修を行います。

3. 農業振興では、引き続き、各種助成金等により、農業者所得の安定や組織活動の育成を図るとともに、結崎ネブカについては、出荷量に応じた助成金を交付することにより、生産量の拡大とブランドの定着に向けた取組を進めます。

6. 空家対策の推進です。所有者の私的財産である家屋が、放置され老朽危険家屋として地域の環境に悪影響を及ぼすなど、全国的にも深刻な課題となっておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正を受け、活用の拡大や除却の促進など、各種補助制度の利用促進を含め、空家の発生抑制等総合的に対策を進めます。

15ページ7. 道路整備の推進であります。私たちの生活を支える最も基本的な社会資本である道路の安全と円滑・快適な通行確保のため、(1) 道路橋梁維持補修事業として、町内道路の舗装打替、舗装修繕、水路修繕等を実施します。令和6年度は、町内の橋梁65橋のうち、32橋の定期点検を実施、計画的な修繕を行い、橋梁の長寿命化に努めます。

(3) 道路新設改良費では、緊急車両等の通行が困難な狭隘道路の改良、通学路の安全確保のため、既存水路の暗渠化による歩道整備の経費を計上しております。

9. 建築安全対策事業ですが、木造住宅の耐震診断と木造住宅の耐震改修の経費を助成し、災害に強い安心安全なまちづくりを目指します。

10. 公園維持管理事業です。快適で利便性の高い公園環境の維持保全に努めるとともに、老朽化した公園設備の補修を行い、安心して利用できる公園施設の管理に努めます。

16ページをお開きください。13. 上水道老朽管更新事業です。磯城郡水道企業団が実施する上水道老朽管更新事業の事業費の一部を負担し、公営企業の経営の健全化、経営基盤の強化を図ります。

ページ中段の1. シティプロモーション事業ですが、川西町の魅力と価値をあらためて定義し、これらを高め、移住や就労として選ばれる町を目指す取組を行います。新年度からは、具体的なブランディング化やプロモーション展開を進めます。

5. 産業拠点創出事業では、大和中央道と天理王寺線の交差するエリアに、町内外から来訪が見込める商業施設等の誘致の実現化に向けて、必要となる調査検討を進めます。

6. 結崎駅周辺整備事業です。「まちの玄関口」である結崎駅の安全快適なアクセスと、交流・にぎわいの拠点整備のため、駅併設施設の建設のほか、関連施設の整備を進めます。

8. 東城地区整備事業ですが、駅周辺の踏切拡幅工事に伴い、バイパス道路の南工区の整備や交通安全施設の設置などを進めます。

9. 大和平野田園都市構想推進事業では、県の新たな整備方針のもと、地域経済の発展に直結するまちづくりを進めるべく、引き続き県と協議検討を進めます。

10. 内水対策事業では、保田遊水地の上部活用に向けた協議会を設置し、その検討を進める一方、内水被害への影響が大きい河川樋門管理に関し、容易かつ正確に操作が行える仕組みづくりの検討を行います。

18ページをご覧ください。

1. 学校教育の推進です。引き続き、不登校の相談や夜間学級の運営費負担などを通じ、教育を受ける機会の確保に努めるとともに、(3)川西小学校管理費では、様々な困難を抱える児童への学習支援のため、特別支援教育支援員の充実を行います。

19ページですが、改築後10年を経過し劣化のみられる設備について、生徒の安全確保や施設の適正管理のための整備を進めます。(4)川西幼稚園管理運営費では、医療的ケアを要する園児の受入体制を整備するとともに、ICT環境の整備により、保護者との円滑な情報共有や保育環境の充実を図り、また、長時間保育を通じて、家庭環境に応じた幼児教育への対応・充実に努めます。(5)式下中学校において、食を通じた健康と安全の確保、また、教育費等の経済的負担が大きい保護者の負担軽減のため、川西町在住の式下中学校生徒の給食費無償化を行い、子育てしやすい環境整備に努めます。また、川西小学校及び川西幼稚園においては、給食費の激変緩和措置を引き続いて実施し、給食の質の確保と保護者の負担軽減を図ります。

20ページをご覧ください。2. 生涯学習等の推進(1)文化会館の管理運営では、非常用蓄電池取替工事を実施し、災害時の誘導機能の確保に努めます。(2)地域・家庭教育力活性化推進のうち青少年健全育成事業では、引き続き和太鼓、能楽等の講座を開催、また、スマイルフェスティバルやマルシェ事業を実施し、子どもたちの豊かな心を育みます。(3)芸術文化の振興では、令和6年度は、本町の能

楽文化の周知・普及を目的として、啓発冊子の作成配布を行います。また、宝くじ文化公演事業では、葛城市と合同でスクリーンミュージックコンサートを開催し、本物の音楽に触れる機会を提供いたします。

3. 文化財保存事業の推進では、(3) 島の山古墳整備事業として、文化財の発掘調査や測量等関連整備を行います。

21 ページ、4. (2) 図書館サービスの充実では、図書館オンライン化事業として、利用者の利便性向上等を目的に、本のセルフ貸出システムを導入実施いたします。

5. 社会体育の推進では、企業版ふるさと納税寄付金の活用により、中央体育館のバスケットボールゴールの取替工事を行う一方、経年劣化したアリーナの仕切りネットの改修を実施します。

ページ下段の1. 下水道事業においては、(2) 下水道維持管理事業として、ストックマネジメント計画による下水道施設の点検や、保田の管渠スクリーン清掃を行います。さらに、22 ページの(1) 公共下水道事業建設改良では、引き続きストックマネジメント計画に基づく下水道人工蓋改築工事を実施することとしています。

以上が議案第1号から第7号までの令和6年度各会計の当初予算及び主要施策の概要であります。

「暮らしをより良く、より安心安全なものに」、「川西町を未来世代に誇りを持って引き継いでいくまちづくり」を進めるため、まちづくりプランの4つの柱を念頭に、これらの事業の適切で円滑な実施に向け、全力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、議案第8号から議案13号までの令和5年度補正予算について説明いたします。

まず、議案第8号「令和5年度川西町一般会計補正予算について」ですが、これは、先の駅周辺整備特別委員会においてご報告した駅併設施設の整備に係る工事費、工事監理費、備品費でありまして、歳入歳出予算として2億137万1000円を計上し、その全額を繰越明許費とし、令和6年度に繰り越すこととしております。

すでに、ご説明しておりますように、会期中の入札日以後に、落札業者と仮契約を締結するため、本補正予算の成立が必要となっております。通例とは異なりますが、本日、先行議決いただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

次に、その他の補正予算であります。議案第9号「令和5年度川西町一般会計補正予算について」ですが、歳入歳出それぞれに1億1576万8000円を加え、その総額を61億2717万8000円とするものであります。

歳出にあつては、定額減税実施に係る住民情報システム改修や、マイナンバーカード・戸籍附票への氏名のふりがな・ローマ字表記を行うためのシステム改修、また山辺・県北西部広域環境衛生組合施設の建設負担金の増額について補正するとともに、まちづくり基金、減債基金への積立てや町債の繰上償還を行うことにより、今年度の財政負担、公債費負担に備えることとしております。

また、歳入にあつては、昨年度に続き交付される新型コロナウイルス対策地方税減収補填特別交付金を追加計上、普通交付税や繰越金の増額補正を行っているところ

ろです。

歳入歳出予算以外では、繰越明許費として、12事業、金額2億1803万8000円の範囲で、未執行分を令和6年度に繰り越して使用できるようにするとともに、地方債の補正では、事業債ごとに発行限度額を補正し、その総額を2990万円減額して3億7377万1000円としたといたしております。

続いて、議案第10号「令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ20万9000円を減じ、その予算総額を10億7976万2000円とするものであります。

これは、一般被保険者医療給付費分等に係る同納付金の減などによるものであります。

議案第11号「令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、歳入歳出それぞれに255万1000円を加え、その予算総額を1億9080万9000円とするものであります。

これは、普通徴収保険料の増に伴い広域連合負担金が増加したことによるものであります。

議案第12号「令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について」ですが、歳入歳出それぞれから120万円を減じ、その予算総額を10億9868万5000円とするものです。

これは、介護保険制度のシステム改修が、一部令和6年度に繰り延べとなったこと、並びに、電算機器の購入を県との共同調達により行ったことから、執行残が生じたことにより、予算の減額を行ったものであります。

続いて、議案第13号「令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」です。歳入歳出それぞれに550万3000円を追加し、その予算総額を810万5000円とするもので、貸付金未償還額の一部が、知事が特に認める経費として、県住宅新築資金等貸付助成事業補助金の対象となったことから、当該補助金に一般会計からの繰入金を加え、基金に積み立てるものであります。

以上が予算関係14件であります。

続いて、条例関係について説明いたします。

まず、議案第14号「川西町附属機関設置条例の一部改正について」であります。これは川西町保田地先に建設予定の、保田遊水地の上面利用に関し協議を行う、「大和川保田遊水地上面利用協議会」を附属機関として設置するため、本条例の改正を行うものでありまして、施行は公布の日からとしております。

議案第15号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ですが、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数の制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和など法に則した条例規定の整備を行うものであります。施行は、6年4月1日からとしております。

議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」です。これは、職員の定年等に関する条例の改正・施行に伴い、60歳に達した職員が引き続き在職した場合において、当該職員の昇級は、国の基準に準じ、特別な場合を除き、これを行わないとともに、災害時等に、管理職員が週休日、祝日等を除

く平日の午前0時から午前5時までに勤務したときは、国家公務員に準拠し、管理職員特別勤務手当を支給できるよう、所要の改正を行うものであります。施行は、令和6年4月1日からとしております。

議案第17号「川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」です。これは、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったことから、常時勤務を要する職員並びに国の非常勤職員との処遇の均衡を図るため、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対し、同様の勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの

であります。施行は、法施行日の令和6年4月1日からとしております。

議案第18号「川西町国民健康保険税条例の一部改正について」です。これは、平成30年4月から国民健康保険の県単位化が進められ、令和6年度からは、負担の公平化のため、保険税の県内統一化を図られることから、本町の保険税率も統一税率に改定する必要がある、これに伴い各税率、減額規定を改正するものであります。施行は令和6年4月1日から、令和6年度分の国民健康保険税から適用することとしております。

議案第19号「川西町手数料所今回の一部改正について」であります。戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことから、戸籍関連事務に関する手数料を定めた本条例を改正するものであります。施行は、公布の日から適用は令和6年3月1日からとしております。

次の議案第20号の「川西町子ども医療費助成条例の一部改正」、議案第21号の「川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正」及び議案第22号の「川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。これらはいずれも、本年8月より、子ども医療費の助成方法が、乳幼児のみ「現物給付方式」であったものを、助成対象となる子ども全員について「現物給付方式」に変更・拡充すること等に伴う、規定の整備であります。主な改正規定に係る施行は、令和6年8月1日から、施行日以降に行われた医療に係る医療費助成について適用することとしております。

議案第23号「川西町介護保険条例の一部改正について」です。これは、第9期介護保険事業計画に基づき、第1号介護保険料の改定を行うものでありまして、保険料の設定期間、保険料率の変更、多段階化による保険料率の追加設定、減額賦課に係る保険料率の変更等を行うものであります。施行は、令和6年4月1日から令和6年度の保険料から適用することとしております。

議案第24号「川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」です。これは、厚生労働省令に規定する従うべき基準が改正されたことに伴う条例改正で、従業員の数、利用者への説明・同意方法、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、身体的拘束等に係る記録の整備などについて、所要の改正を行うものであります。一部の経過措置規定の他、施行は、令和6年4月1日からとしています。

議案第25号「川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」です。これも、厚生労働省令に規定する、従うべき基準が改正されたことに伴う条例改正で、従業員の人数、管理者の要件、利用料の受領手続、重要事項のウェブサイトへの提示など、所要の改正を行うものであります。これも一部の経過措置規定の他、施行は令和6年4月1日からとしています。

議案第26号「川西町指定地域密着型サービス時の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、であります。これも、厚生労働省令に規定する従うべき基準が改正されたことに伴う条例改正で、管理者の条件、身体的拘束の禁止、人員に関する基準、医療機関との連携強化などについて、所要の改正を行うものであります。これも、一部の経過措置規定の他、施行は、令和6年4月1日からとしています。

議案第27号「川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、これも厚生労働省令に規定する従うべき基準が改正されたことに伴う条例改正で、管理者の条件、事業者の条件、重要事項の掲載、身体的拘束の適正化などについて所要の改正を行うものであります。同様に一部の経過措置規定の他、施行は、令和6年4月1日からとしています。

議案第28号「川西町都市計画審議会条例の一部改正について」です。町の機構改革により事務分掌が変更されたため、所要の改正を行うものであります。施行は公布の日からとしています。

議案第29号「企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正について」であります。これは地方自治法の改正により、会計年度任用職員として任用される企業職員についても、勤勉手当が支給されることとなるため、所要の改正を行うものであります。施行は、法施行日の令和6年4月1日からとしています。

議案第30号「川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」です。これは、国家公務員給与法の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令が改正されたこと、また、民法の改正により法定利率が変動することに伴い、本条例で規定する補償基礎額及び障害補償年金等の算定方法を改正するものであります。

施行は、令和6年4月1日から、この条例施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び傷病補償年金等に適用することとしています。

議案第31号「川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例の制定について」であります。これは、先の「令和6年度一般会計予算案の主要政策の概要」の説明

でも、簡単に触れましたが、県下の多くの市町で、人権尊重に関する条例が制定されるなか、本町では川西町民憲章で、「人権尊重のまち」が明記されていることから、条例制定を行わず、今日に至っております。しかしながら、平成27年に部落差別

解消推進法などいわゆる人権三法が相次いで施行され、昨年6月には、いわゆるLGBT理解増進法が成立するなど、不当な差別はあってはならないとの認識のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら、多様性に寛容な社会の実現を目指す法定されたところです。

また、本年4月からは、孤独・孤立対策推進法が施行の運びとなっており、孤独・孤立に悩む人を取り残さず、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指すとされているところです。このような状況を踏まえ、本町においても、人権を尊重し、違いや多様性を肯定的に捉え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰ひとり取り残さず、ともに生きる共生のまちづくりを進めるため、本条例を制定することにいたしました。条例では、基本理念を定め、町の責務、町民の役割、事業者等の役割を明らかにし、町が必要な施策を推進することとしております。

施行は令和6年4月1日からとしておりますが、本条例の施行後、すみやかに性的マイノリティの方を対象にした「川西町パートナーシップ宣誓制度」を実施したいと考えております。

続いて、条例関係以外の議案をご説明いたします。

議案第32号「川西町道路線の認定について」であります。新たに結崎150号線、梅戸42号線、梅戸43号線について、道路法に基づく路線の認定を行うにあたり、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、議案第33号「川西町道路線の変更について」は、町道下永84号線の道路線の起点に変更が生じたため、道路法に基づく路線の変更を行うにあたり、同法第10条第3項で準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第34号「川西町体育施設の指定管理者の指定について」です。これは川西町中央体育館ほか6施設について、地方自治法第244条の2第3項及び川西町体育施設条例第11条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、同法同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者候補は、NPO法人川西スポーツクラブ、期間は令和6年4月1日から3年間としています。

以上で提出議案の説明を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第1号から第7号までの予算案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、休会中に審査を願うことにいたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって本件は、予算審査特別委員会へ付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員の選任については、川西町議会委員会条例第7条第4

項の規定により、議長より指名することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

予算審査特別委員会の委員に、1番 松波芳子議員、2番 齋藤麻由議員、3番 安達健太郎議員、4番 阪本 学議員、5番 弓仲利博、6番 福山臣尾議員、7番 堀 格議員、8番 安井知子議員、9番 伊藤彰夫議員、10番 石田三郎議員、11番 寺澤秀和議員、12番 芝 和也議員、以上の12名の方をお願いすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長(弓仲利博議員) 会議を再開いたします。

先ほど予算審査特別委員会を設置いたしました。本特別委員会の正副委員長は、川西町議会委員会条例第8条第2項の規定により、本特別委員会において互選することに規定されておりますので、互選されました正副委員長の氏名をご報告いたします。

予算審査特別委員長、阪本学議員、同副委員長、伊藤彰夫議員、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

日程第12、議案第8号、令和5年度川西町一般会計補正予算については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議において、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

芝議員。

○12番議員(芝 和也議員) はい、それでは若干お尋ねいたします。

これ、約2億の工事の予算計上ですが、工期はもう、新年度6年度で全部仕上げていくということになりますので、そう、スパンを取っている工期でもないと思います。この間、出てきている事案で言いますと、人件費の高騰とか物価高騰とか原材料費、その辺も値上がり分が、見積もりよりも変わってきた場合、その分追加で見ていくというケースが、結構出てきているんですけども、この辺は、工事に関してはどういうふうに見ておいたらいいのか、もう1年以内のことですので、

今の見積もりとその辺のところが、そう差が出ることないと思っているのか、その辺の見方はどういうふうに現在、判断しているのか聞いておきたいと思います。

○議長（弓仲利博議員） 乾井理事。

○まちづくり推進理事（乾井宏純） ただいま芝議員の方からご質問ありました人件費や物価の高騰につきましては、見込み済みの状態でございます。

○議長（弓仲利博議員） 芝議員

○12番議員（芝 和也議員） ということは、まあ、この範囲内で収まるということ。ことで、提案しているという話になってくるかと思います。その場合、当然なんですけれどもやっぱり受注者が見積もりのときよりも材料単価が上がったために、その分受注者が抱かんなんというようなことになったら、これはこれでよろしくありませんので、その後はきちんと見ていくと、こういう流れにはなると思うんですけれども、そこは、その分を見越して予算計上しているということですので、それで行けば、契約の段階ではそのへん、そういった見積もりの差が出てきた場合の負担割合とか、受注者と発注者の間でどのぐらいずつ持つとか、そういうようなことは契約の段階できちんとうたっておく方が、より鮮明になってくると思うんですけれども、そこら辺は契約に関しては、どういう運びを予定されているのか聞いておきたいと思います。

○議長（弓仲利博議員） 乾井理事。

○まちづくり推進理事（乾井宏純） ただいまの質問にございました。人件費や物価の高騰は、含まれているんですけど、工事をする中で、何か特段の事情等が出てきた場合については、もちろん発生した時点での協議という形にはなるかと思えます。基本的には、物価高騰については見込んでおりますので、特段そこについては契約の中では細かく規定することはないのかなというふうには思っております。

○議長（弓仲利博議員） 芝議員

○12番議員（芝 和也議員） はい。そこについてはそうしたら、契約の中では、今の時点では、見てないと、こういうことですが、そこは不鮮明と言えば不鮮明になってくるかなというふうにも感じる場所です。受注者にしても、その分を自分で抱いてしまって泣かんなんという話になれば、それはそれで話としてもおかしいと思いますし、発注者と受注者の間で、その辺の事情が変わってきたら、どないすんねんというのはやっぱりきっちりとお互い示し合わせた上でやっていく方がより、適正、適法にスムーズにことが進められるのではないかと、そのように感じる場所です。以前の話でいけば、その駅前周辺整備でいけば、そういう材料単価引き上げ云々ではなくて、足場代を見ていませんでしたけど、足場代がいるさかいにその分をみとくはなれ、みたいな話で出てきている、契約の中身ですので、そこはだいたい事情が違ふと思いますのでね。その辺はやっぱり受注者と発注者の間で、きちんとしたすみ分けをして、ことを進めるべきだと思うんですけれども、そのへんの考え方については、まあ、とりあえず現在予定の契約ではそこまで見てないと鮮明にしてないということですが、考え方としては、町長はその辺いかに見とくべきやと思わはるか、発注者としての、その辺の見解を聞いておきたいと思います。

○議長（弓仲利博議員） 小澤町長。

○町 長（小澤晃広） 今回の施設は高層なものでもなく、建築にかかる期間も1年未満でございまして、工期が長いものと物価スライド、物価が上がればその分工事費が上がるというような条項を入れるものもあると承知しているんですけれども、今回短いですからそういったものを入れない契約になると認識しております。これは行政の立場に立ってですけれども、今おっしゃったような、こちらが積算に入れられていなかったものが出てきた場合について、施工者に対して押し付けることは行政上できないので、できる限りそういったものがないように見積もりをしていっていると、考えておりますけれども、もしそういった事情、また見えないような障害物等が出てきた場合については、別途相談をさせていただいて予算について協議させていただく場面もあるかもしれないとは承知しておりますけれども、そういったものがないようにできるだけ丁寧に進めていくよう指示しているところでございます。

○議 長（弓仲利博議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（弓仲利博議員） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（弓仲利博議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議 長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

先ほど説明のあった議案第9号から議案第34号は、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって議案第9号から議案第34号は、厚生文教委員会、総務建設経済委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、各委員会の開催は、通告のとおりで、お願い申し上げます。

日程第39、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第40、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を一括議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

諮問第1号及び諮問第2号を一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 小澤晃広 登壇 説明）

○町長（小澤晃広） それでは、諮問案件の2件についてご説明いたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」ですが、現人権擁護委員の椿井勇司氏が本年6月末日で、任期満了となりますが、人権擁護委員として適任と思料され、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、任期は3年であります。

次の諮問第2号も、「人権擁護委員候補者の推薦について」、であります。

現人権擁護委員の堀田啓子氏も、本年6月末日に任期満了を迎えるにあたり、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員事項第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

任期は同じく3年であります。

私からの説明は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、諮問第1号につきましては、異議がないと答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって異議がないと答申することに決定いたしました。

次に諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号につきましては、異議がないと答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって異議がないと答申することに決定いたしました。

続きまして、日程第41、発議第1号、川西町議会委員会条例の一部改定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程になりました発議第1号につきましては、議案の朗読を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

議案の朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

議会運営副委員長 阪本 学議員。

(議会運営副委員長 阪本 学議員 登壇 説明)

○議会運営副委員長(阪本 学議員) ただいま上程になりました、発議第1号「川西町議会委員会条例の一部改正について」提案者を代表して提案説明をいたします。

議員の任期中に担当する所管について選択する機会を増やすことを理由として、常任委員の任期を2年から1年に変更しようとするものであります。

ここに地方自治法第100条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(弓仲利博議員) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑はないようですので、これをもって質疑を終わります。

発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略し、採決を行います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

発議第1号、川西町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日、3月6日午前9時より一般質問のため、会議を再開します。

また、本日、各常任委員会に付託されました各議案は3月19日の本会議において、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時25分 散会)

令和 6 年 川 西 町 議 会
第 1 回 定 例 会 会 議 録

(第 2 号)

令和 6 年 3 月 6 日

令和 6 年川西町議会第 1 回定例会会議録（再開）

召 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 6 日		
召 集 の 場 所	川西町役場議場		
開 会	令和 6 年 3 月 6 日 午前 9 時 0 0 分 宣告		
出 席 議 員	1 番 松波 芳子	2 番 齋藤 麻由	3 番 安達 憲太郎
	4 番 阪本 学	5 番 弓仲 利博	6 番 福山 臣尾
	7 番 堀 格	8 番 安井 知子	9 番 伊藤 彰夫
	1 0 番 石田 三郎	1 1 番 寺澤 秀和	12 番 芝 和也
欠 席 議 員			
地方自治法第 1 2 1 条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町 長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝 まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純 住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明 税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲 まちマネジメント課長 中川 辰也 デジタル推進室長 梅津 光章 長寿介護課長 栗林 美子 福祉こども課長 中森 委香 社会教育課長 浅田 裕信 教育総務課長 高場 慎太郎 会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した		
	1 0 番 石田 三郎 議員	1 1 番 寺澤 秀和 議員	

川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和6年3月6日（水） 午前9時00分 再開

日 程	議 案 番 号	件 名
第1		一般質問

(午前9時00分 再開)

○議長(弓仲利博議員) 皆様、おはようございます。

これより、令和6年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明させます。

事務局長。

○事務局長(池原由香里) 説明いたします。

一般質問の制限時間は、申し合わせにより20分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問回数については、制限はありません。

以上です。

○議長(弓仲利博議員) 日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許可します。

3番、安達憲太郎議員。

(3番議員 安達憲太郎議員 登壇)

○3番議員(安達憲太郎議員) おはようございます。3番、安達です。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

2点、川西町内の避難所施設について、今回1月1日の能登半島地震を受け、川西町内の避難所施設に関する対応についてお聞きします。

以前の一般質問において、1981年6月以降の新耐震基準に満たしていない避難所について、いつ改修予定であるかの質問をしました。今回の地震でも、建物の倒壊による被害者が多数出ているようです。先送りしている案件ではないと認識していますが、町民の安全を守るべく早急に検討が必要と思われますが、その後の進捗はどうなっているのでしょうか。また、災害関連死の問題となっていることは、周知の事実かと思います。避難所での低体温症や熱中症など、救えていた命がなくなってしまうという悲しい内容も問題視されていることから、引き続き、各避難所へのエアコン設置についても同時に検討いただけているのか、ご教示願います。

2つ目、高校生のタブレット端末購入支援について、現在、GIGAスクール構想において、高等学校でも学習用タブレット端末の購入が必要となっています。しかし、内容に関して、1. 全額公費負担 2. 購入時の支援 3. BYODとしての全額保護者負担など、全国的に自治体での支援策に大変大きな格差が生じています。奈良県では、3のBYODとしての全額保護者負担が導入されています。これは国が指針を示していないことから、このような事態になっていることはわかっていま

すが、子育てしやすい町として、低所得者だけでなく、子育て世帯の負担を減らすべく、高校入学時のタブレット購入支援を検討すべき内容と思うのですが、町としてどのような考えであるか。ご教示ください。

○議 長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町 長（小澤晃広） 皆様、改めましておはようございます。

それでは安達議員の1つ目のご質問であります。川西町内の避難所施設についてお答えいたします。

議員、お述べのとおり、1月1日に発生した能登半島地震において、甚大な被害がもたらされました。

令和5年9月定例会において、議員からご質問いただきました、1981年6月以降の新耐震基準に満たしていない避難所である体育館の対応につきましては、以前にも述べさせていただきましたとおり、利用者の減少等を勘案し、同機能の施設については改修や統合など様々な観点で検討し、体育館の改修工事時に合わせて対応することを考えております。現在、旧耐震基準での建築物である下永体育館については、避難所として指定しておりますが、今年度、地域防災計画を策定いたしました後、避難所、避難場所としての利用の可否も含め、早急に見直しを図り、適切な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に各避難所へのエアコン設置についてでございますが、こちらも9月定例会で述べさせていただきましたとおり、避難所である体育館施設に関しましては、大型扇風機やスポットクーラーを購入し利用することを考え、令和6年度当初予算に計上させていただいております。

また、併設している施設の空調設備も活用することで対応していくことを考えております。

続きまして、ご質問の2つ目、「高校生のタブレット購入支援について」にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、文部科学省では、令和3年12月27日付の初等中等教育局長通知「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」において、「高等学校については、令和4年度入学生から、新学習指導要領が年次進行で実施されることから、「高等学校段階においても、1人1台の学習者用コンピュータ端末環境を早急に整備することが必要」としているところであり、これに続く令和4年1月11日付の文部科学大臣・デジタル大臣連名の「高等学校における1人1台端末の環境整備について」のメッセージでは、「財源については、既に1人1台端末の環境整備に必要な経費の3分の1相当につ

いて、地方財政措置が講じられてい」るが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費も活用し、公費整備に限らず保護者負担の軽減」を行うなど、「全国どの高等学校においても1人1台の端末環境が速やかに実現されるよう支援」すると発言されています。

さて、議員ご要望のタブレット端末に対する支援措置についてであります。地方自治法では、市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するとされているものを除き、地域における事務や法令により処理することとされる事務を行うとされているところです。また、その事務の執行を財源面で保障しているのが、地方交付税であります。県立高等学校の事務は、道府県分の高等学校費に算定されており、高等学校の教職員数及び生徒数を測定単位として、県に交付税措置がなされているところです。

従って、先の文部科学大臣・デジタル大臣のメッセージにおける地方交付税措置も、奈良県に対して行われていると理解しております。

なお、議員ご指摘のように、全国の公立高校における端末整備において、その費用負担は25団体が設置者負担、22団体が保護者負担とばらつきがあるようであります。

本件で、BYOD（ブリングユアオンデバイス：個人消費のため持ち込む方式）として、全額保護者負担とされているのは、山下知事が、県が所管する高等学校の運営において、タブレット端末の公費負担による整備よりも、授業料の無償化による保護者負担の軽減を優先し、選択されたものと理解しております。

議員お述べの子育て世帯の負担軽減のご趣旨は理解いたしますが、町内に県立高校もなく、また、タブレット端末による各高校での教育内容や活用方法について、町として確認できない状態にあつて、高等学校の生徒に対し、町費による公費助成を行うのは適切ではないと考えており、県所管の高等学校の教育に関することについては、財政支援措置も含めて、県でご判断いただくべきものと考えます。

私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 安達議員。

○3番議員（安達憲太郎議員） 答弁ありがとうございます。

1つ目なんですけれども、下永の体育館が新耐震基準に満たしていないというものなんです。南海トラフ地震がいつ起こるかわからないと言われているので、ちょっと先送りにするのは、違うかなという感じがするので、できれば期限等があるのであれば、いつまでに何をどうするっていうのがあるのであれば教えていただきたい。

あと、エアコンなんですけども、スポットクーラーなんですけど、今、実際、体育館で使っているものがあるんですけども、使ってみたことはありますでしょうか。また同じものが増えるようなかなってというのが、ちょっとあるんですけど、何も効かないので、一度、確認してもらった方がいいかなという、機能性を確認して、これでいけるのであればっていうものを購入するのであれば、無駄にはならないかなと思うんですけども、今のやつを増やしていくっていうのは、何に対応する想定でやっているのかなってというのが、ちょっとまた教えていただきたいと思います。

あと、タブレット端末なんですけども、川西町に住んでいる高校生に対してっていう意味で言うと、町からの財源では使えないのか、ちょっとよくわからないんですけども、高校生になると、県が県立高校なので県が全部支援をしていくという形になっていくのか、その川西町に住んでいる子が高校生になるときに、タブレットを買うっていうのに対しての支援についても、県がっていう形になるのでしょうか。

○議 長（弓仲利博議員） 小澤町長。

○町 長（小澤晃広） まず、下永体育館についてですけれども、いつどうするかという期限は聞いておりませんで、新耐震指針基準を満たしていないかどうかはわかりません。これについて、どうやって、どうしていくのかということは、一番簡単なのは利用しないようにするというところでございますけれども、今、現時点で利用されている方もいらっしゃいますし、それをすぐに利用しないようにすることが適切かということは、そうは考えておりませんでして、他の公共施設も含めて、今後どうしていくのかということを町全体で考えていきながら、いつ、この公共施設をどうしていくかっていうことを考えていかなければならないので、この体育館自体、単体でいついつということを今、決めることは難しいというふうに考えております。そのため、今、避難場所にも、この下永体育館を指定されていますけれども、地震のときに、起こった後ですね、この下永体育館が大丈夫であるのか、どうかということは地震が起きてみないとわからないんですけれども、新耐震基準を満たしているということが確認できていない状態でありますので、水害のときと、地震のときとは、別なのですが、地震のときの避難場所としてそのままにしておくことがふさわしいか、そういった地震の場合には、別のところに逃げると、避難していただくという避難場所を別途設定するのが良いのかということを、防災計画を検討しながら議論を、今、しているところでございますので、その進捗に合わせて、その指定について決めていきたいと考えているところでございます。

スポットクーラーについてですけれども、今、町内の避難場所全てにエアコンをすぐに設置するということは現実的ではありません。ですので、今、議員からもお話ありましたように、避難をされて、体調が悪い方であったり、体質が強い方

等が、そういった、例えば、夏であれば涼しい環境で過ごしていただけるように、そういった場所をきちんと作るということをせねばならないという考えから、このスポットクーラーの購入をすすめようということで予算に上げさせていただいておるところでございます。

続きまして、タブレットの件でございますけれども、今回、安達議員から上げていただいておりますのは、高校生が学習用でタブレットを購入することについてでございますけれども、町内の高校生世代は様々な高校に行ってらっしゃる中でそのタブレットが学習用として利用される学校に行ってらっしゃるのか、どうか、そういったことを町として確認するすべがないなか、タブレットを購入することであれば、購入すればお金を町が出すということは、目的を達するのが難しく、何でもタブレットを買えばお金を出すのかっていう、その基準の決め方が非常に難しいものになるというように考えております。ですので、高校生世代を含めて、今、子育ての支援ということは、必要性は高まっているという認識はありますけれども、町として、このタブレット購入支援というやり方が、適切かどうかというのは、疑問だと考えております。述べさせていただきましましたとおり、所管は県の方になりますので、今、まさに県の方でも、高校生の授業料無償化等の取組を進められようとしておりますから、その取組の状況を見させていただきながら、さらに町がやるべきことがあるのかどうかということは、注視して考えていきたいなと考えているところです。

私からは以上です。

○議長（弓仲利博議員） 安達議員。

○3番議員（安達憲太郎議員） 避難なんですけども、町全体で考えて、いるっていう形で、聞いたんですけども、それがいつ頃になるのかとかって、いう期限は決めずに考えていらっしゃるのでしょうか。それとスポットクーラーは、機能確認っていうのはやっぱり必要かなと思うんですけど、その辺は、やっていく、今、買っているものをどんどん増やしていく感じになるのか、新しくこっちの方がいいスポットクーラーやなみたいなのがあったら、そっちの方がいいと思うんですけども、機能は確認して買って欲しいなっていうのはあります。

あと、高校生のタブレットなんですけども、どの高校に行ったとかっていうのを見ながら、それが適切かどうかとかっていう、1人1台だけ購入みたいなのとかっていうのは、無理になるのかな。いや、その高校に行って、その高校から出ているタブレットは、こういうのがいいですよっていうのが、多分、高校から出てくると思うんですけど、それに対して学生証とかを見せてもらって、そのこれを購入しましたっていうので、例えば1万円とか、っていうのであれば、今回、高校生になる児

童、なりうる児童が67名っていうことなんで、1万円の支援でも67万円とかそういう形になるんですけど、そういうのも厳しい、実際に高校に上がったところのご家庭のお母さんから「こんなん、国が突然買えって言って、買わされてんねんけどみたいな」という言い方をされているので、その辺がどうなのかなっていう感じでちょっと質問させていただいたんですけども。

○議長（弓仲利博議員） 小澤町長。

○町長（小澤晃広） スポットクーラーは、私も体感をしたことがありますけれども、もし、費用等もあると思うんですが、こういったものの、他の方が良いといったようなことは検討した方が、例えば同額であれば当然そうだと思いますので、検討はするようにいたしたいと思います。

タブレットについてですけども、今、お述べのとおり、利用の状況であったり、何のために使うのかっていうことが、全くこちらで把握しきれないことに対してでありますし、仮に高校生に対して何かの支援をするということを行うとなった場合に、利用状況に濃淡があるようなことよりは、皆さんがまんべんなく使われるであったり、必要とされるものに対しての支援措置の方が平等性であったり、利用率が高いといったこともあると思いますので、それがタブレット購入に対してというのが、やり方としていいのかどうかということも含めて考えた方がいいのかなと考える次第です。

○議長（弓仲利博議員） 安達議員。

○3番議員（安達憲太郎議員） 避難所に関しては、とりあえずスポットクーラーの機能確認は、ちょっとやっていただいて、いいものが入ればいいなと思います。あと、タブレットなんですけど、「実際にこれをちょっと支援してよ」っていう人がちょこちょこ聞いているので、できれば、何かしらの形で、支援をしていただけたらなっていうのがあって、タブレット端末の購入支援とかではなくて、また別のものがあれば、また高校生の支援についても考えていただきたいなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、9番、伊藤議員。

（9番議員 伊藤彰夫議員 登壇）

○9番議員（伊藤彰夫議員） 伊藤です。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに、通告してありますように、川西町の人口減少についてであります。現在、川西町の人口は、町広報2月号では、1月1日時点で8094人になっています。毎月配られてくる、町広報の町人口を見てみますと、毎月減少しています。

10年前の2014年度は、町人口8600人でしたから、約6%減少しています。全国の総人口は、現在1億2409万人で、10年前は1億2708万人、6%減少しています。奈良県でも、現在は129万3700人で、10年前は137万6500人、6%減少しています。我が国の総人口は平成20年、2008年から減少傾向に転じており、高齢化の進行とともに、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加など、様々な分野に深刻な影響を及ぼすことになります。そこで政府は、2014年にまちひとしごと創生法を定め、まちひとしごと創生総合戦略を閣議決定しました。本町はこれを受けて、川西町人口ビジョンを策定し、人口減少を遅らせるため、いい町近い町をキャッチフレーズに、ロゴとポスターを作って、近鉄橿原線の各駅とJR法隆寺駅、大和小泉駅に半年間掲示して、情報発信し、インターネット上のSNSにも発信して、川西町の知名度向上に寄与してきました。さらに、2016年3月に、まちひとしごと創生総合戦略5ヶ年計画を策定して事業を進めてきました。しかし、日本全体に人口減少傾向が続いていることは止められません。このままでは川西町も10年後、20年後を考えますと、7000人を下回ってくるのではないかと懸念されます。私は、今こそ川西町では、この減少傾向に逆らって、人口増を目指していくべき時と考えます。

小澤町長の年頭の挨拶でも、四本柱に沿って川西町での暮らし、川西町の未来が少しでも良いものとなるよう取り組んでまいりたいと述べられています。

私は、暮らしは良くなり、明るい未来が見えてくると、川西町に人が集まり、住みたいと考える人がたくさん現れてきて、人口増に繋がっていくと考えます。

そこで、令和6年の第1回議会において、この川西町人が集まるまちにするために具体的にどのように取り組んでいかれるのか、改めて、小澤町長の考え決意をお尋ねします。

○議 長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町 長（小澤晃広） それでは、伊藤議員の川西町の人口減少についてのお尋ねにお答えいたします。

新年の年賀式の年頭挨拶で、申し上げましたように、川西町の現状認識として、日本創生会議が2014年に発表した消滅可能性都市の一つに、本町の名前が並んでいます。

議員お述べの人口減少の問題につきましては、全国のどの自治体においても頭を悩ましておられ、この解決は非常に難しい問題であると私も強く認識しているところであります。そのため、昨年10月の課長会において、若年女性人口や就学前子ども人口のここ10年の推移を示しながら、消滅可能性都市から脱出するため、人

口流出を止め、人口流入を増やし、出生数を増やすために、全員で知恵を絞り、行動しなければならぬと危機感の共有を図ったところでございます。

さて、私の就任以来、人口減少の対策として、特に関係が深いと考えています取組についてご説明いたします。

1つ目は、共働き世代が、子育てしやすい環境をつくる取組です。

子どもが減っているという変化と同時に、共働きの世帯が増えているということが、大きな社会の変化となっており、学童保育所で1年生から6年生まで全員希望のあった全ての学年において継続した受け入れができるようにするため、また、夏休み等、長時間でも子どもたちが安心してのびのび過ごすことができるようにするため、学童保育所の増築整備を進め、今月からいよいよ利用を開始する運びとなっております。

さらに、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する川西町版ネウボラの継続実施、病児・病後児保育の体制の整備、第2子保育料の完全無償化などにより、子育て環境の整備や経済負担の軽減を図ってきているところです。このような取組を推進し、若い世代に「川西町で子どもを産みたい、育てたい」と思ってもらえることで、本町にお住まいの子育て世代の他市町村への流出を防ぎ、また町外からの流入にも繋がるものと考えています。

2つ目は、より多くの人から「川西町で家を選ぼう」と思ってもらえるようなタウンプロモーションの取組です。

住宅購入を検討している子育て世代への住みやすいと感じてもらえるアピールポイントなど、川西町の魅力をまとめたパンフレットを作成し、このパンフレットを、本町のエリアの不動産を扱う不動産業者や開発業者に配布するなどのPRに努めているところです。

3つ目として、まほろば健康パークの拡張や大和平野中央田園都市構想など、子育て世代が集まりたくなる施設の誘致に取り組むなど、本町の魅力向上に引き続き取り組んでまいります。

それ以外にも、「関係人口創出事業」、近鉄結崎駅周辺のにぎわいを作るべく設置した「おくやまテラス」など、本町への来訪者の関心・関与を高め、本町への愛着を持っていただけるように展開していきながら、交流人口から、関係人口、さらに定住人口の増加へと繋げる取り組みを進めてまいります。

さらに、少し時間はかかりますが、新たに産業拠点創出事業として商業施設等の誘致を図り、町内外からの集客を図る取組も検討を進めているところです。

行政でできることは制約があり、限られているとも考えますが、これまで私が述べました取組を推進しながら、また、「今、何が必要か」を考え、本町に合った政策

を見極め企画しながら、「川西町での暮らしをよりよいものにする」「川西町の未来をより良いものにする」ことを目指し、今後もしっかりと取り組むことで、人口減少を少しでも抑えるべく取り組みたいと考えておりますので、議員の皆様にも引き続きご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

私からの回答は以上になります。

○議長（弓仲利博議員） 伊藤議員。

○9番議員（伊藤彰夫議員） ただいまのご答弁で、川西町の人口減少対策の取組について、よくわかりました。

様々な政策によって、川西町は人が集まり、定住人口を増加することによって、活気あふれるまちになっていくことを期待しております。

よろしく頑張ってください。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、6番、福山臣尾議員。

（6番議員 福山臣尾議員 登壇）

○6番議員（福山臣尾議員） 改めましておはようございます。6番、福山臣尾でございます。

議長の許可を得ましたので質問させていただく前に、1月1日に発生しました能登半島地震において、犠牲になられた方々に深い哀悼の意を表すとともに、被災された多くの皆様方に対しお見舞いを申し上げたいと思います。また1日も早く復旧復興がなされるよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

地域防災計画見直しと個人避難計画について、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めた場合は修正されていくということなんです。最近の被害対策の教訓や、新型コロナウイルス感染対策などを踏まえ、防災基本計画の修正を行い、地域防災計画の内容を確認し、必要な見直しを行っていくということです。

今年の1月の能登半島地震を受け、全国の市町村においては、地域防災計画の見直しを進めているところが少なくありません。本町においても、今年度、地域防災会議が開かれ、地域防災計画の見直しが進められていると、お聞きしました。

そこで今回の見直しの重要ポイントについて、お教え願いたいと思います。

また、令和3年度に改正されました災害対策基本法の中で、避難者避難行動要支援者の個別避難計画について、この計画は、努力義務とされていますが、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守るだけでなく、地域のつながりの再構築や、平素から困っているときの助け合いの地域共生社会にも繋がります。この計画は、いわゆる災害弱者とされる高齢者、障害者など特定の要支援者が災害時にどのような

避難行動をとるべきかをあらかじめ確認するために、1人1人の状況に合わせて作成されるものです。本町において、個別避難計画作成についてどのようにお考えなのか、また現状の状況についてお聞きしたいと思います。

奈良県における個別避難計画の策定状況については、令和5年10月1日の時点で全部策定済みというところが4市町村、一部策定が15市町村で未設定は20となっているようです。

また、内閣府の個別避難計画策定促進事業を活用し、今やられているというところが4市町村、大和郡山市、平群町、田原本町と、大淀町となっているようです。

この辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（弓仲利博議員）町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町長（小澤晃広） それでは、福山議員のご質問であります「地域防災計画について」お答えいたします。

議員お述べのとおり、令和4年度から令和5年度にかけて、川西町地域防災計画の見直しを行っております。今回、見直しに至った経緯といたしまして、川西町地域防災計画は、平成30年8月に見直しを行い、その後、現在までに5年以上の年月が経過し、各種の関連する法制度等が見直しされた他、全国各所で地震・風水害等の大規模な災害が発生し、新たな教訓・知見が得られたことなど、最新の内容への変更が求められていることから、このたび本計画の見直しを行うことといたしました。議員、ご質問の見直しの重要ポイントにつきまして、主な改訂項目をご説明させていただきます。

まず、1つ目は、「警戒レベル」における避難勧告の廃止と避難指示への一本化です。2つ目は、避難行動要支援者に関する個別避難計画作成の検討。3つ目は、男女共同参画（女性の参画による防災力向上）に関する改訂。4つ目といたしまして、奈良県災害派遣福祉チームに関する記述の追加となっており、その他といたしまして、各編共通、風水害等対策編、地震対策編の改定する見直しとなっております。

次に、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成についてであります。議員、お述べのとおり、個別避難計画は、災害弱者とされている高齢者、障がい者など特定の要支援者が、災害時にどのような避難行動をとるべきか、あらかじめ確認し、個人それぞれに作成されるものでございます。国の防災基本計画では、令和3年から努力義務とされておりますが、これは行政だけで作成できるものではなく、要支援者やご家族、近隣住民の方々の協力が必要であり、また、要支援者の健康状

態の変化や個人情報への配慮も必要となることから、作成に至っていないのが現状です。他の市町村においても作成に関しましては、なかなか進んでいないと聞き及んでいます。今後、川西町といたしましても、今回の川西町地域防災計画の見直しを踏まえ、要支援者やご家族、近隣住民の方とどのように協働し、作成していくのが良いか検討を進めてまいりたいと存じます。

○議長（弓仲利博議員） 福山議員。

○6番議員（福山臣尾議員） ありがとうございます。

個別避難計画については、町というか、役所全体の他にまたがってやらないと、また自治会、防災組合とか、そういう関係者を入れてやっていかないと、なかなかできない課題だとは思いますので、全庁挙げて各課、協力し合いながら早急に検討し作っていただきたいなと思います。

そこで、また、先週土曜日ですかね、町の行政職員による防災訓練が行われて、町職員の防災意識の向上という形で、いろいろ本町の方も取り組まれているようなので、その辺も継続してほしいなと思います。それから、もう一つ、もちろん私からの提案というか、今、自治体でやられることで防災用井戸の活用制度、そういうものがあるようで、阪神淡路大震災や今回の能登半島地震において、断水、水の供給がなかなか届かないというところで、飲水に関してはペットボトルとか、そういう給水車により、行われているところなんですけども、生活用水としてトイレを流すとか、そういう部分では水がなかなか足りないというところで、そういう災害時、生活用水協力井戸という形での制度を、そういうことをやられている市町村が、これちょっと2018年から19年の資料なんですけども、全国で1741になっているんですけど、最近では1718市町村とか入れているんですが、そのうちの418がそういう制度をとられていて、お隣の天理市もそういう形をやられておるんで、その辺のことも一応検討されればとは思いうんですけどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

○町長（小澤晃広） まず、個別避難計画について、議員、お述べのとおり一つの課でできるものではありませんので、各課と連携してどのように進められるかということを考えねばなりませんし、今おっしゃっていただいたように、町内の各団体でございましたり、個人、個人の協力も必要になってまいります。ですので、そういったところのご協力も得ながら進めたいというように考えます。まず、町としましてはこういうものが必要なのだということを、町民の方々に周知・啓蒙をして、各団体との連携の仕方について検討せねばならないと思っております、なかなか、コロナ禍で、そういった防災避難等の訓練もできていませんでしたけども、

今年度から再開も各エリアでしてくださっていますので、そういった中にこういった論点も入れて、周知していくことができないかと、検討を進めたいと思います。

もう一つの防災用井戸についてですけれども、今回の能登半島地震においても、水の重要性は改めて認識をされているところですし、私も認識しているところです。防災用井戸についてご提案いただきましたけれども、こういった制度であったり、仕組みでされているのかというところを、私も今、存じ上げませんので、こういった仕組みであるかをまず知ることから始めてまいりたいと思います。

ご提案のほど、ありがとうございます。

○議長（弓仲利博議員） 福山議員。

○6番議員（福山臣尾議員） ありがとうございます。この防災井戸は、この辺、田舎の町ですんで、各家にもまだ井戸が存在するとか、そういうところもあると思います。工場によっては自分とこで井戸を掘って井戸水を作っている工場もあるのかなと、その辺でいろいろ協力か、その水質検査とか、その辺も必要だとは思いますが、その辺一度ちょっとお声がけして、どういうものなのかを調べていただいて、滋賀県では、何か非常用井戸とか、こういう看板を家の前に置いておくとかいうことも何かされているようなんで、その辺、個人の家のことなんで、その辺はちゃんと了解を得た上でやらないといけないこともありますんで、その辺、前向きに一度検討していただければと思います。詳しいことは皆さん調べればすぐ出てくると思いますんで、その辺、また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして2番、齋藤麻由議員。

（2番議員 齋藤麻由議員 登壇）

○2番議員（齋藤麻由議員） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず、防犯アプリの導入についてです。子どもの安全確保は、安全安心な社会の要であります。犯罪情勢を見ると、近年、道路上における身体犯罪の被害件数全体は減少していますが、13歳未満の子どもが被害者になるケースは、ほぼ横ばいで推移しています。子どもの被害は、登校時、15時から18時の下校時に集中している傾向があるようです。さらに性被害の85%が被害申告されず、子どもの場合、危険を認識しにくいことや、恐怖によるフリーズ反応が危険回避を困難にしています。登下校における子どもの安全を確保するための対策は、地域の子どもは、地域で守るという観点から、見守り隊等のボランティアが高齢化している、雇い手が不足しているという課題があります。また、共働き家庭の増加に伴い、保護者に

よる見守りが困難となっている上、学童など、放課後の時間を過ごす子どもが増加し、下校帰宅のあり方が多様化していることもあります。見守り活動には限界が生じ、地域の目が減少している結果、見守りの空白地帯が生じていると考えます。本町においては、現在ボランティアの見守り隊の方々による防犯対策、登下校ともに集団下校に主に先生の配置等の対策がなされているかと思います。しかし、先ほども述べたように、ボランティアのなり手不足や高齢化、共働きの増加など課題があると考えます。通学路や分団によって統一とは言えず、配置されている箇所とそうでない箇所にはやはり差が大きくあると思っています。また、学年によって下校時間が異なることで、分団でも極端に人数が少なくなってしまうことや、今後地域の子どもの減少により、分団の人数も年々減っていくであろうと考えます。また、今後ファミリー層の新規転入者の増加、高齢者の増加、また、防災等での避難所での活用など、登下校の見守りだけでなく、近いまち川西というだけに、地域全体で見守り体制を作る上で、この防犯には幅広く活用できるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次にベビー用品のレンタル事業についてです。妊娠がわかると平均10ヶ月の間に、お産に向けて様々なベビー用品や妊婦用品、出産に必要なお金が必要となります。ベビー用品の平均的な購入費は5万円から10万円前後と言われ、それとは別に、出産準備にかかる費用は、内閣府の調査によると、平均6万5000円と言われています。そして、さらに出産費用は病院や入院する部屋や分娩方法にもよりますが、正常分娩で30万円から70万円と言われています。出産費用に関しては、2023年より原則50万円が支給されるようになりました。さらに、出産子育て応援交付金として、産前5万円、産後に5万円計10万円も支給されるようになりました。近年、保護者の経済的負担を軽減するため、子育て応援事業として、ベビーベッドやチャイルドシート、ベビーバスを無償で貸し出しする事業を導入している自治体が増えています。レンタルの選び方は様々で、委託をし、新品のベビー用品を低価格で貸し出しする自治体や使わなくなった子育て世帯の人から寄付してもらい、リユースという形で無料貸し出ししている自治体などがあります。川西町としての子育て事業の取組を拡大し、移住されてくるファミリー層やこれから出産を控えている方や、これから子どもを持つことを考えている若者世帯やシングルで出産を考えている方にも、出産に対しての不安や心配、経済的な不安を少しでも軽減できる取組ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、5歳児健診についてです。乳幼児健康診査について、母子保健法により、現在3歳半健診までは、本町でも集団検診が実施されているかと思います。子ども家庭庁によると、令和5年度補正予算に新たに1ヶ月児、5歳児健康支援事業

の導入がされています。これにより、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施できることになります。現在は、3歳半健診後の健康診査は、就学前健診まで間が空いてしまいます。就学前健診に関しては、保護者が同行しない子ども単独での簡単な健康診査となり、本来就学直前ではなく、早い段階で発達障害やその疑いがわかると、就学する際に必要な支援や行政、学校と保護者との連携がとれるところ、就学前健診では判断がつかず、1年生になり発見されるということも多々あるのではないかと考えます。これにより最終判定まで時間がかかり、親子共々しんどい時期を過ごす家庭もあるのではないかと考えます。この5歳児検診を導入することにより、判定された児童に対して、就学するまでに早期に必要な支援が可能になり、育児の悩みや相談ができる子育てする上での支援が可能になり、虐待等の早期発見などにも繋がるのではないのでしょうか。学校側も早い段階で情報共有ができ、行政側としても早期にどれだけの子が支援を必要としているのか、どのような悩みで保護者が困っているのか、事前に把握ができ、学校側との連携、行政と保護者との連携が可能になると思いますが、本町としてこの事業をどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（弓仲利博議員） 橋本教育長。

（教育長 橋本宗和 登壇）

○教育長（橋本宗和） おはようございます。

斎藤議員のご質問の1つ目、防犯アプリの導入についてお答えをいたします。

まず、小学校児童の登下校時における事故や犯罪等の防止対策は、学校管理に関する言葉ではありますが、本来、学校や教職員の本分とするところではございません。法律上はあくまで児童の保護者の責任において、安全管理を行っていただくべきものと理解しております。しかし、保護者の皆様も様々な理由により、児童の登下校時間に見守りができないという、それぞれの家庭のご事情もあり、また、2004年、奈良市で発生した児童誘拐殺人事件を受けて始まった地域のボランティアの皆様による安全見守り活動により、児童の通学の安全性の担保が取れていることは確かであると考えます。

一方で、見守り隊の皆様の活動はあくまでも善意による任意の活動ですので、通学経路によって、見守り活動になるためがあることは致し方ないことかと存じます。

また、見守り隊のメンバーがご事情により退任され、減少していくことも想像に難くありません。

一方で、学童保育や放課後の学習会を利用のお子様につきましては、ご家族様のお迎えとなっておりますし、児童数の減少と相まって、下校時の分団児童が少なく

なることもお聞きしておりますので、保護者の方が心配を募らせられるお気持ちもお察しいたします。

議員がご提案された「防犯アプリ」の詳細については、承知いたしておりませんが、児童の居場所が特定できるものと推察いたしますと、行政のシステム整備により、位置情報を捕捉することの個人情報保護上の問題、また、個人向けの複数の安価な民間サービスが普及している中、行政がシステム整備を行っても、一定の保護者負担が否応なく発生することなどに鑑みますと、一律にアプリで管理し、児童に何らかの機器等を装着するのは適当ではないように思われます。

それぞれの児童の発達や特性に応じて、保護者の皆様ご自身でご判断し、一般に提供されているアプリの活用等をご検討いただくのが良いかと考えております。

私からは以上です。

○議 長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町 長（小澤晃広） それでは2つ目の質問、「ベビー用品のレンタル事業について」お答えいたします。

本町では、平成28年9月より「川西町版ネウボラ」と称し、妊娠・出産から子育てにわたるまで、保健師、助産師、保育士、臨床心理士等の専門職による切れ目ない相談支援を行い、個々のニーズ、また、それぞれの時期に応じたサービスの提供やサポートを行っています。

また、令和5年2月から、国の出産・子育て応援交付金を活用した出産・子育て応援事業を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うとともに、令和5年9月からは、第2子保育料完全無償化を実施するなど、子育て家庭に対する、心に寄り添う丁寧な相談支援だけでなく、実効性のある経済的支援にも努めております。

このような中で、議員ご提案の、ベビーベッドやチャイルドシートなどのベビー用品レンタル事業の導入については、出産・子育てをする家庭の経済的負担を軽減する効果があると認識しています。

他の子育て施策に係る事業との比較衡量も行いながら、まずは、導入済み自治体の調査・研究を行ってまいりたいと考えます。

次に3つ目の質問「5歳児健診について」お答えいたします。

現在、本町は乳幼児健診として、母子保健法第12条で義務とされる1歳6か月児健診及び3歳6か月児検診を実施するとともに、同法13条に基づき、4・5か月児健診、10か月児相談、2歳児歯科健診を任意事業として実施しています。

昨今のコロナ禍あっても、健診時間を時間差にするなど、乳児や保護者に対する感染防止対策をとって実施したことや、未受診者に対しては個別連絡により、別日の健診日を案内するなどの対応を行うことで、各健診の受診率については、毎年90%以上と高い率を維持できています。

また、本町は児童の在園率が高いことから、町内保育園及び幼稚園3園で臨床心理士や保健師による定期的な出張発達相談を実施するとともに、町外保育園に通園する児童については、当該保育園及び園の所在市町村と連携し、保護者の希望に応じて同様の出張発達相談を実施し、万一所見が認められた場合には、必要な支援につなげる取組を行っております。そのため、1人遊びから集団遊びへと変化していく中で、行動面・運動面・言語面の課題を早期に発見し、支援につなげることを目的とする5歳児健診については、先に申し上げた本町が実施している出張発達相談が同様の目的・効果を有すると考えることから、現在のところ実施には至っておりません。

5歳児健診は、社会性発達の評価、発達処理等のスクリーニング、健康増進を目的として実施し、特別な配慮が必要な児に対して早期介入を行うことで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されており、学齢期の不登校発生数が減少したという研究結果もあると聞いております。

また、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」のなかの『加速化プラン』の具体的施策として「乳幼児健診等の推進」がうたわれ、国の令和5年度補正予算で5歳児健診に係る財政支援が措置されたことも認識しているところで

す。

以上のことを踏まえつつ、5歳児健診の導入については、今後、先進的に導入している自治体の例も調査しながら、先に申し上げました本町の取組であります出張発達相談との内容の比較や、実施時期がほぼ同時期となる小学校入学にかかる就学前健診の内容を充実させた健診の代替可能性なども検討しながら、その必要性を検討してまいりたいと思います。

議員ご提言の様々な子育て支援策については、その重要性を強く認識しているところで

す。

一方、あらゆる全ての対策・事業を推進することは、財政的にもマンパワーの面からも難しいこととございます。事業の必要性、緊急性、費用対効果などを総合的に勘案し、その中から優先度の高い事業を選択して実施してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議 長（弓仲利博議員） 齋藤議員。

○2番議員（齋藤麻由議員）　まず、防犯アプリですけども、今、奈良県警でも地域の犯罪とか事故とか不審者情報に加え防犯ブザーや痴漢対策として呼びかけをしていたりもしています。以前までは、子どもに対する登下校時の注目がされていたのですが、今は、地域の安心安全を図るために、高齢者向けだったりとか、防災への必要性というもので拡大されてきていますので、教育委員会だけでなく、他の課との連携だったりとかをしながらちょっと地域の防災も含めて考えていただけたらなと思います。

次にベビー用品のレンタル事業ですけども、町長が先ほどお述べのとおり、今までも、ちょっと第2子無償化だったりとか、いろんな策がなされていたと思うんですけども、このベビー用品のレンタルっていうのはやっぱり、ベビー用品っていうのはこの子が使うかどうか、出産する前にわからなかったり、買ったものの、実際、自分の子どもにはあまり必要じゃなかったなっていうことが、結構後からわかったりするものなので、でも出産するには、これが必要、あれが必要だよねっていうので、やっぱりみんな購入されたりすると思うんですけども、やっぱり使わなかったりとか、使う頻度が少なかったりとかするときに、やっぱりその分出産でもお金はかかるけども、それ以前にお金がたくさんかかってしまったり、あとは使った後、その処分の仕方だったりとか、そういうのも困ったりする方も、多々いらっしゃると思いますので、やっぱりリユースだったりとか、少しレンタル費用がかかったとしても購入する費用に比べれば低額で購入できたりするのであれば、結構、需要がある事業なんじゃないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければなと思います。

5歳児健診なんですけども、今も、出張発達支援はされていると思うんですけども、その出張支援っていうのは、元々ちょっと、もう何か問題があるのかなっていう、その3歳半前までに健診に来られた方の中で、保健師さんだったりとかが、ちょっと注目するような人に対して対応してきたと思うんですけども、やっぱり団体でやるってなると、行かなければいけないというふうになるので、向こうの側から出向いてきてもらえるっていうのがメリットなんじゃないかなと思うんです。なので、保健師側が必要かなと思う方に出張で行くのではなく、その保護者の方から出向いて顔を見せてもらえる、子どもと一緒に接している姿を見てもらえるっていう機会っていうのは、やっぱり就学前健診では、学校の中での簡単な健診になってしまうので、保護者とのやっぱり、切れ目っていうものが起きてしまうのではないのかなと思いますのでちょっとこちらも前向きに考えていただけたらなと思います。

以上です。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

○町長（小澤晃広） まず、防犯アプリについてです。このような取組をされている自治体があるのも認識している中、私もこういったものに興味があって調べることもあるんですけども、結構一般的な事業者のサービスとして提供がかなり広がってきていて、すごく、安くサービスが得られるような状況にもなってきていますので、あえて自治体がシステム投資をして、他の自治体を見ていまして、行政がシステム投資した上に、利用者が利用料も払うみたいな状況になっているところもあって、わざわざ、行政が介入することで、余計にコストがかかったりする部分があるように見受けておりますので、そのようなサービスの利用も含めて個人で考えていただける状態に世の中が変化してきているのではないかというように私は感じているところでございます。

これは高齢者の見守りのためのアプリも同じような状況になってきていると認識しております。

また、ベビー用品のレンタル事業についても、見ておるんですけども、あの、例えば、町が買って貸すっていうことだと、町が持っているものが、すぐ古いものになってしまいますので、これはあまり喜ばれない可能性が高いと思っていました、レンタル事業者に貸し出しをしてもらってそれを町が関与するっていう形で取られるケースが多いと見ております。そのときに町がわざわざ関与する必要があるのかっていうことが、今度、論点になると思うんですけども、関与したときに、町が関与するから、他の直接借りるよりも安く借りられるかどうかっていうのが、利用者からすると比較することになると思ってしまして、事業者の方が安いのか、町で借りる方が安いのか、町の方が安くないと、町がやるメリットはないので、結局そのレンタル費用を町が補助するっていう仕組みになるものだと考えています。

こういった子育て支援の経済的助成というものは、私もあの考える一つのポイントとして、ありだとは思っているんですけども、やり方の一つだと思ってしまして、こういった形での経済的支援が川西町に住まわれている、もしくは川西町に住もうとされている子育て世代にとって本当に喜んでいただけるやり方なのかなというところは、ぜひ様々なご意見をいただいて、これが喜ばれると思いますし、それを実際にやって喜んでいただけるものは、何なのかしっかりと考えて取り組みたいと思っていますので、引き続き、ご意見、アドバイスをいただければと存じます。最後に、出張相談支援が5歳児健診とあの違うのではないかというご意見をいただきました。先ほど述べさせていただきましたように、就学前のタイミングは5歳児でございますので、今までやっている私どもの事業とこの5歳児健診とを含めて、

こういった取組が本当に喜んでいただける取組になるのかであったり、行政としてできるものなのかといったところを検討するところが、先ほど述べさせていただいたとおり、やってみようと思っておりますので、この点についてもご意見賜ればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（弓仲利博議員） 8番、安井知子議員。

（8番議員 安井知子議員 登壇）

○8番議員（安井知子議員） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

私達にとってシルバー人材センターは大変便利に生活のアシストとして助けていただいております。しかし、2年ほど前から仕事をしていただいても請求書が届かないという事象が発生しています。

最初は、センターに直接電話して、請求書を送ってもらって処理していました。次には、川西町自治連合の総会にセンターの方が、人材センターへの協力を求められたとき、請求書をきちんと出してくださいとお願いしました。それでも仕事が終わっても請求書が届かなかったことが続いていました。そこで、磯城郡シルバー人材センターの理事長に川西町森田副町長が座っておられると聞き、終了した仕事の請求書を送るよう再度、森田理事長に直接お願いしました。それが令和5年7月のことです。これで終わりかと思いきや、令和5年7月以降の仕事の請求書は、令和6年3月現在でも届きません。お願いした私でさえ忘れてしまいそうです。しかし、真夏の除草作業は欠かすことのできない作業で、シルバーさんにしてもらったはずです。仕事の依頼を受けるシルバーさんが派遣されて仕事をする。事務方が請求書を起こし、集金する、そして分配をする、簡単な仕事だと思います。しかし、集金をしないと分配ができない。シルバーさんから不足が出ないのですか。事務系統の仕事をしっかりしないと、せっかくシルバーさんが仕事をされても、給料から抜け落ちていてもわからない残念な事象です。

ちなみに川西町から運営負担金として、年236万9000円が送られています。明細は発表できますか。3町の寄り合いセンターだから責任を持つ人がいなく、経理がずさんになっているのでは。

今後どのように改善されるのでしょうか。

終わります。

○議長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町 長（小澤晃広） それでは、安井議員のご質問、磯城郡シルバー人材センターの運営状況についてお答えいたします。

安井議員からの「シルバー人材センターが依頼された仕事を履行したにもかかわらず、請求書が届かない」というご指摘について磯城郡シルバー人材センターに確認いたしましたところ、「確かに請求書の提出が遅れている事案が発生している。担当者の失念等手続き上のミスによるものであり、今後は上席によるチェック体制の徹底を図るとともに、改善が望めない場合は、担当替え等も行い、再発防止に努める。」との回答を得ております。

磯城郡シルバー人材センターは、地域に密着し、高齢者の生きがいづくり、居場所づくりの拠点となる組織であり、町としても運営費について負担金を拠出していることから、事務職員の不手際等により、利用されている方に不信感を抱かれることはあってはならないと考えます。

磯城郡シルバー人材センターは、公益社団法人であり、町から独立した法人ではありますが、町といたしましては、組織運営が円滑・適切になされ、信頼を回復するよう、引き続き注視するとともに、必要に応じ、業務の適正化に向け、指導・助言を行ってまいりたいと考えます。

私からの回答は以上です。

○議 長（弓仲利博議員） 安井議員。

○8番議員（安井知子議員） 事務をきちんとしていただく、これしかないんです。1回、2回は見過ごされてもね、普通の一般企業でしたら、2年も3年も同じ人がこの時、事務席ですか、事務事業をしてまだまだ頑張っておられる、頑張りたいと思います。

今後、自治会においても、私的においても、もう請求書が送ってこなかったら、お支払いできません。

ごめんなさい。

○議 長（弓仲利博議員） よろしいでしょうか。

続きまして、7番、堀格議員。

（7番議員 堀 格 議員 登壇）

○7番議員（堀 格議員） 皆さんおはようございます。

7番堀でございます。本日は企業誘致への取組について質問させていただきま

す。
一部、先ほどの同僚議員の川西町の人口減少対策と一部、重なる部分がありますが、その点よろしく願います。

さて、民間の研究機関であります日本創生会議が、ちょうど今から10年前に、2040年までに日本の市町村の半分の消滅の可能性に直面するという衝撃的な提言を行いまして、まさにそれから今で、ちょうど10年になります。しかし、残念ながら、我が国の人口減は一向に歯止めがかかっておりません。

さらに、速報であります、昨年2023年の幼児の出生数はですね、75万8631人ということにはなりました。まさにピーク時が209万とか211万とか言われておりますけれども、その3分の1くらいになっているという残念な事態に立ち至っております。

そして川西町でも、先ほど同僚議員の話もありますし、昨日の町長の提案説明にもありましたように、8000名を割るという日が近づいてきております。そういう中で人口減に対する対応としてはですね、人口減というのは、自然減と社会減というのがあるわけでありまして、自治体として、この社会減についてはですね減らす手立てがあるんじゃないかというふうに思っております。大きくは、他の市町村に負けないまちづくりを進めるということと、もう一つは、若年層の流出を減らすために、就業の機会を増やす、いわゆる企業の誘致を促進することであるかと思えます。

決してその川西町において農業を軽視するものでありませんけれども、川西町の立地条件を見ますと、やはりその道路網が整備されているというようなところも含めて、やはり川西町においては企業誘致を進めるべきではないかと考えるところであります。

さらに今般、就任されました山下知事はですね、特にこの企業誘致に前向きでありますから、この機会を捉えるべきではないでしょうか。唐院地区が一段落した今、次をどう進めるのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議 長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町 長（小澤晃広） それでは、堀議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少は深刻な問題であり、全国の地方自治体が直面する重要な課題の一つで、本町も例外ではありません。

川西町においては、平成7年をピークに人口減は続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、このまま何も対策を講じなければ、現在の約8000人から2040年には約6100人まで減少する見込みとなっています。そのような状況にあって、議員ご指摘の社会減を減らす手立て、若年層の流出を減らすために就業機会を増やす企業の誘致を行うことは極めて重要な視点と考えております。

そこで、本町では、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって活力あるまちを維持できるよう、「川西町まち・ひと・しごと総合戦略第3版」を策定し、4つのプロジェクトを掲げ取り組んでいるところです。そのうちの1つが「地域における安定した雇用を創出する」というプロジェクトになります。このプロジェクトでは、人口減少に歯止めをかけ、移住や定住を促進するためには、社会の基盤、生活の基盤となる「仕事」が重要という考えから、安定的に地域に雇用を生み出す有効策として、企業誘致を積極的に進めています。本町には、工業団地が2つあり、交通アクセスも良いことから、これまでも企業からの引き合いが多くありました。この強みを生かして企業誘致に取り組んでおり、唐院工業団地の拡張事業がその一環になります。

一方で、人口減少対策として、住みやすい・住み続けたい環境づくりも重要視しています。令和4年度に実施した住民を対象としたアンケート調査では、住みやすさを考える上での重要な要素として「日常の買い物が便利」を挙げる方が最も多い結果となりました。

このことから、大和中央道と天理王寺線の交差するエリア付近に、町内外から来訪が見込める商業施設の誘致をできないか検討をしています。

また、先般、大和平野中央田園都市構想の下永地区において、「地域の活性化につながり、子どもたちも楽しめる企業を誘致する」という方針を知事とともに発表させていただきました。隣接するまほろば健康パークのリニューアルも含め、周辺一帯が子育て世代にとって魅力的なエリアとなるよう、現在、県と協議を進めている状況です。

このように、本町では、企業誘致を人口減少への有効な対策として捉えています。また、企業誘致で重要となる都市計画の変更においては、奈良県の協力が必要不可欠ですので、企業誘致に積極的な知事のご理解も得ながら、引き続き取り組んでまいります。

私からの回答は、以上とさせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 堀議員。

○7番議員（堀 格議員） 企業誘致についてのですね、考え方につきましては、町長に、ご共有いただけているものと思います。

さて、昨日のですね、奈良県議会における一般質問に答える山下知事の答弁内容によりますとですね、奈良県の人口減対策として、先ほど同じ若年層の県外流出防止のために、そういう就業先を確保していき、それと子育て支援、それから教育、この3つを挙げられておられました。やはり、就職先の確保としての企業誘致が重要であり、それに力を入れていくという姿勢を示されておられました。さらにその

誘致企業としてですね、奈良県の交通とか大都市に近いという立地条件から、どうも、この正しいかどうか分かりませんが、ちょっと1月に聞こえたんですが、この1月に奈良スタートアッププログラムというのを作成されたようでありまして、費用補助とか、それと研究機関と企業との結び付け支援などを言われておられました。こういう、非常に前向きなことを言われておりますので、この際、川西町としても、できるだけ県とタイアップしてですね、今は、町長から商業施設の話がありましたけど、さらに一步進めてですね、企業誘致にさらに踏み出していくチャンスだと思いますが、いかがでしょうか。特に、この奈良県の場合はですね、農地の転用に非常に時間がかかりますので、唐院の場合は、10年かかっているわけでありまして、非常に前向きな、この山下知事の力を借りるべきと思いますが、ちょっとその辺の意気込みについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

○町長（小澤晃広） はい、ご意見ありがとうございます。

今、述べいただきましたとおり、就業先の確保、子育て支援、教育というものは、今、議論になっております人口減少に対しての手立てとして取り組むべきものと考えております。その中で、スタートアッププログラムの県の方でも取り組まれるということでございますけれども、今後、川西町に就業先の確保というものは継続して取り組んでまいらねばならないと考えておりまして、今もスタートアップということが世の中として注目をされていますけれども、あの、川西町の立地環境であつたり、準備できるものを考えたときに、そういったことに取り組んでらっしゃる方と話している中でスタートアップを起こすというのも一つのやり方ではありますが、スタートアップから、もう少し成長されて事業を拡大されたいフェーズ段階にある企業を呼び込むといった方法も、あの、川西町の立地環境であれば良い策なのではないかといったご意見もいただいております、そういったことも含めて川西町がどういった雇用や就業先を確保していくのかといった方針も見据えながら誘致の活動については、短期間でできるものではありませんけれども、中長期的な視点を持って取組を進めたいと考える次第でございます。

また、山下知事も就業先の確保、また産業誘致といったところに積極的に取り組まれているのは事実でございますので、そういったところを生かすということは、私もしていきたいと思っておりますし、1つのチャンスになると思っておりますので先ほど述べさせていただきました取組についても、都市計画の変更等についての県と密に協議をさせていただいております、川西町は川が多いといったことであつたり、農業を守らなければいけないエリアもあるので、都市計画の変更というの

は非常に難しいんですけれども、知事の方針からのチャンスが出てくると思っておりますので、チャンスを生かして実現していけるように取り組みを県と進めていきたいと思っているところです。

また、県の投資を川西町に呼び込むことによって、町を作っていくということが大和平野中央田園都市構想を始めチャンスとして思っておりますので、積極的に県取組と連携しながら、また、県取組を町としても支援しながら、ここで、そういった子育て支援取組であったり、企業誘致取組を県も主体となってやっていたらいいなと思っていただける、地域づくり、また行政づくりに取り組みたいと思っています。

他にも、国が遊水地を整備する等の取組を、大和川を特定都市河川に指定していただいておりますので、やろうという動きもありまして、川西町の安全性を高めるのにもチャンスにもなると思っておりますので、国の投資といったところも、呼び込めるようにしっかりと町としてのできる努力をしていこうと取り組んでいる次第でございます。そういった形で連携をしっかりとって、まちづくりを進めていきたいと思っておりますので引き続きのご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 堀議員。

○7番議員（堀 格議員） 今、世の中このスタートアップというのが非常に脚光浴びてまして、まず、特に東京大学では学生に対して非常にPRしているようですけれども、現実には残念ながらこのスタートアップというのは、一旦は、大半は失敗に終わってるといのが実情でありますので、こういうものの誘致についてはですね、県の方と密接な連携をとりながらね、進めていただけたらというふうに思います。いずれにしても、企業誘致に前向きな現知事とね、できるだけ情報を密にして、企業誘致に更なるドライブをかけていただけたらというふうに思います。

質問は以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 続いて4番、阪本学議員。

（4番議員 阪本 学議員 登壇）

○4番議員（阪本 学議員） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

川西町の空き家対策について、ということでお伺いをしたいと思います。

令和5年12月13日、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。この改正の趣旨は空家の状態が極めて悪くなる前、悪化の防

止を図るための仕組を創設するというものであります。周囲に悪影響を及ぼす前の資産価値がある段階で、空家の有効活用や、適切な管理を総合的に強化する必要があるということでございます。適切な管理が行われていない空家は、防災、衛生、景観などの観点から、住民の生活環境に悪影響が及ぶ可能性があります。住民の生命、財産を保護する観点からも適切な管理・活用は重要であります。本町においても、平成28年度に川西町空家等対策計画第1次計画が策定をされています。令和4年度に第2次計画が策定され、その計画に沿って、本格的に空家対策が実施されていると思いますけれども、まず、実施してきた施策とその実績についてやってみて得られた効果や課題についての考えをお願いいたします。

この特別措置法の特筆すべき改正内容は、放置すれば、特定空家になる恐れがある。管理不全空家の所有者に対し、町長は指導勧告をすることができるようになったということであります。勧告を受けると空家所有者は固定資産税等の住宅用地、特例が解除されて軽減措置が受けられなくなります。

これは大変な状況になる前に行政が介入することで、空家の所有者に適正な管理を促して、周囲へ悪影響を及ぼす特定空家を未然に防ぐことが目的でございます。

本町における特定空家の状況を伺います。空家を増やさないためには、生活しているうちから将来の見通しを持っておいいただくことも重要になってきます。そのためには空家問題に直面する前に、所有者に働きかけることが必要であると思いますが、そのような検討はされているのか伺います。空家対策は待ったなしの状況であります。一步踏み込んだ対策が必要だと思います。全国的に空家、空地の所有者がわからないということが空家対策の大きな障壁となっていることから、それを解消するために、民法や不動産登記法が改正されました。それに伴い、不動産相続登記の義務化は令和6年4月もう来月から始まります。この改正は遡及され、適用されるということであります。そのような内容は住民に周知啓発をされているのかお伺いします。

また、本町の川西町第3次総合計画の後期基本計画が策定され、1年が経過しようとしています。この計画の生活環境に関することの1つ目の住環境には空家対策の取組方針があります。上位計画である総合計画との整合性を保つ必要があることから、取組状況を伺います。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町長（小澤晃広） それでは、阪本議員のご質問であります「川西町の空き家対策について」にお答えいたします。

平成29年に策定した第1次川西町空家等対策計画では、町、所有者等、自治会、各関係団体が連携協働し、空家の適正な維持管理や除却、利活用の促進等の多種多様な課題に取り組むとしたところであり、令和4年に策定した第2次川西町空家等対策計画では、第1次計画の取組内容の検証及び空家対策に係る分析等を行い、今後の課題を整理した上で、各関係団体や民間企業などと連携・協働して、総合的かつ計画的な空家対策の推進に努めるとしたところであります。

これまでの具体的取組としましては、令和元年に略式代執行による除却1件、令和4年に1件の空家立入調査を実施しました。令和5年度においては、危険空家除却費補助金を活用した除却4件の申請を受け付け、随時、交付決定を行っているところですが、現時点では特定空家の認定はございません。特に課題とされるのが、空家の利活用面であり、原因と考えられるのは、空家の目立つ地域が市街化調整区域であること、周辺道路が狭隘道路であることなどが、挙げられます。

次に、空家を増やさない対策として、毎年、特定非営利活動法人空家コンシェルジュと委託契約を締結し、空家バンクへの情報登録や空家の維持管理方法や活用方法についてのセミナー等を開催するなどとともに、売買・賃貸・管理・解体等についての個別相談を実施、空家の適切な管理を所有者や管理者に働きかけているところです。

今後とも、先進地事例の有効な対策を参考にしながら、必要な実態調査、情報提供、啓発活動を行い、空家対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

さて、議員ご指摘のとおり、令和6年4月1日から相続登記が義務化され、相続によって不動産を取得した場合、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を行わねばなりません。また、正当な理由がなく、この義務に違反したときは、10万円以下の過料が科せられることとなります。この法改正に関する周知は、昨年12月の町広報に掲載しておりましたが、改めて4月の町広報にも掲載するとともに、ホームページにもアップし、周知徹底をさらに行いたいと考えております。

最後に、第3次総合計画後期計画との整合性としての空家対策の取組についてありますが、第2次川西町空家等対策計画に基づく進捗状況について、まずは分析等を進め、更なる取組と一層の進捗を図ってまいりたいと考えます。

私からは以上です。

○議長（弓仲利博議員） 阪本議員。

○4番議員（阪本 学議員） この空家対策については、新年度予算にも計上していただいているということでございます。今、その計画の時にですね、条例も制定していただいて、それから施行規則もきちんと作っておられるということでありま

す。それからこの計画書をですね、非常に立派な法定協議会もきちんと作っておられて、今、町長の方から取組がされてこられたということをお聞きしましたけれども、今、町長のお話もありましたけど、やっぱり、この市街化区域と調整区域では、ぜんぜん空き家でも違うと、見てみれば、結崎団地で区画がきちんとできているところで、もし空き家が出るのと、やっぱり旧村で出ると、旧村で言えば、車も入れへんようなところの空き家っていうのは結構、出てきているわけですね、自治会も非常に苦労されている、勝手に大きな木が生えてきて、隣の瓦を傷めるとかね。それを勝手に触れないという状況ももちろんあるわけですので、その辺やっぱり町としてこれから取り組んでいく。もちろん、市街化区域と調整区域の違いがあります、ありますけれども、そういうきちんとした方針というのかな。やり方とかきちんと整理してですね、やっていかないと、全然違う方向に行くというふうに思います。

それから、ある不動産業者、大阪の方なんです、私もちょっと話したことあるんですけど、リノベーション専門のそういうところなんです。話したら「川西町っていうのは、ほんま京阪神、大阪に近いし、非常に、ちょっと田舎やけれども、周りに田んぼもあるし、いいとこですね」と、そういう専門でやっているところだから、「こういうところ、ちょっと手を出したいね」という話も僕も直接話したことあるんですけども、そういう業者もおられますんで、その辺との町としての連携といいますか、そういうことも含めてどういうお考えをされているかなというふうに思います。

その辺ちょっと一点お伺いします。

○議 長（弓仲利博議員） 小澤町長。

○町 長（小澤晃広） 今回、ご質問いただいております。空家対策についてですけども、お話いただきましたとおり、様々な整備はしてきているんですけども、積極的に町として動いているかというところ、少し不足しているというところは認識しているところでございます。

今、お話ありましたように、空家に関しても様々なものがありまして、どうしたらいいのかっていう方向性は持つべきだと、同じく考えております。他の自治体で空家対策をされた方々と話をしたりしているんですけども、やはり、例えば結崎団地のような市街化区域の空家というものは、できるだけ市場に早く載せていくということが一番良いというところでおっしゃっていただいておりますけれども、調整区域のものがやはり、単純に載せることは難しいので、課題が多いものになります。

一方でそういったところの住居を借りたいという声も私のところにも借りたい、買いたいという声が私のところにも届くことがあるんですが、その一方で空家所有者がそういったものを貸そうであったり売ろうという具体的な行動に移れていないということが川西町でもの課題ですし、他の自治体でも課題と回答されています。その具体的な行動に移せていない空家所有者をいかに啓発して載せようと思っただけなのかというところが、空家対策の一つのポイントだと認識しておりますので、そこへの動きを、一つ強化せねばならないということを考えております。

また、先ほどお話しいただきました、周辺に悪影響を起す空家についての対策というところは、こういった法に則りながらできることをやっていくということかと考えておりまして、各地域でそういった空家というものが出てきている実情はあの感じております。なので、各地域からお声をいただきながら適切な対応を行政としてできることを、しっかりと動けるようにしていきたいと考えているところで

す。

もう一点リノベーションについてどうお考えかというご質問を今いただきましたけれども、利活用できる空家に関してリノベーションというのは非常に有益であると考えております。利活用したい方と空家を所有、持っている所有者をいかにマッチングできるかで、マッチングできた時にリノベーションがですね、するという考え方と事前にリノベーションをしておいてマッチングするっていう方法があるかと思うんですけども、基本的には利活用する人がいる中でイノベーションをするっていうのがやり方となると思っておりまして、そのリノベーションまで、行政として手を出すのかどうかというところは、それぞれの所有者の所有物に対しての行政の投資になりますので、なかなか慎重に考えざるを得ないと思うのですけれども、そういった事業者の取組を町内に呼び込むということは大切なことではないかと私も考えるところです。

私からは以上です。

○議長（弓仲利博議員） 阪本議員。

○4番議員（阪本 学議員） それがこの法律のですね、活用・拡大で、活用の促進区域を設定できるということがうたわれているんですけど、そういうことを、きちんとそういう区域を設定するようなお考えはないか。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

○町長（小澤晃広） 今のところ具体的には考えておりません。

地域によって考え方もあると思いますし、こちらが、ここがそれにふさわしいということに決めるのも、違うのかなと思っておりまして、具体的な考えはございません。

○議 長（弓仲利博議員） 阪本議員。

○4 番議員（阪本 学議員） セっかくですね、法律も改正されて、各自治体もやりやすくなったと、拡大もされてきているので、こういうのをやっぱりきちっとしかりと活用していただければなというふうに思います。

それから、把握するのも電力会社にも情報提供できるようにもなりましたので、どこが空家とかっていうのもすぐわかることができるかというふうに思います。それから、もちろん個人の財産ですので町がどうこうっていうことは、なかなか難しいと思いますけれども、今、結崎の駅前、町の玄関口としてですね、市街地を形成していくということで、それはもう非常に大事なものであるというふうに思います。

ただ、それだけでは、もう川西町の未来はないというふうに僕は思っていますので、やっぱりこのきちっとした空家対策の計画これも立派なもの作られていますので、これはやっぱり今後の先ほどもありましたけれども、移住・定住の政策につながっていったり、それから防災、それから生活環境、景観保全に、やっぱりこの重要なことでございますので、この計画自体がやっぱりそれにもつながっていくということになりますので、今後もですね、きちんとこの計画をもとにやっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議 長（弓仲利博議員） 続きまして、1 番、松波芳子議員。

（1 番議員 松波芳子議員 登壇）

○1 番議員（松波芳子議員） 1 番、松波議員です。

議長の許可を得ましたので、ただいまから質問させていただきます。

あらゆる災害時における町の防災の体制や対策についてお伺いいたします。国内外を問わず、大規模災害が相次いで発生している現状に、常に我々は直面していることはいうまでもありません。既に町として、5ヶ所の地域別避難場所を指定されていますが、地域別居住者の人数の変化に合った見直し、また、開設・運営の体制を図られているのでしょうか。現時点では、町は中央体育館には全人口の14%、それに対して、川西小学校は全人口の55%の避難場所となっています。中央体育館には広いグラウンドや駐車場も整っており、収容時人数を現状に合ったバランスをとるべきではないのでしょうか。次に、町が避難所開設という事態が発生したとき、円滑にその運営を行う体制が、日頃から整っているのでしょうか。近年、避難

所に必要不可欠であるダンボールベッドや仕切りを非常時、平常時にダンボール製造会社と契約している自治体が多くありますが、川西町は既にどこかと契約しているのでしょうか。また、地域の災害用トイレの設置場所、その使用方法、現在の備蓄倉庫の場所、備蓄品の内容とその管理体制、双方の情報の伝達方法の共有と、住民側にも事前の情報がないと混乱を招きかねません。そんな事態を避けるためにも、コロナ禍で数年途絶えていた防災訓練を、町単位と、自治会単位で、実行していただきたい。これは住民1人1人の自助共助公助の意識の向上とともに、まさに備えあれば憂いなしの災害に強いまちづくりの構築となり、今こそ早急に図られるべきと考えます。

先の2名の方の質問、答弁と重なりますが、町の現体制、今後の姿勢をお示しください。

○議長（弓仲利博議員） 小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町長（小澤晃広） それでは、松波議員のご質問であります「あらゆる災害時における町の防災の体制や対策について」にお答えいたします。

議員、お述べのとおり、町では災害時の避難所として、川西小学校体育館、川西町ふれあいセンター、川西町中央体育館、川西町下永体育館、川西町梅戸体育館を指定しております。それぞれの避難所に関しては、避難所の面積、地域からの距離などを踏まえ、指定しているところであり、災害の規模によっては、防災空地、各施設のグラウンド、駐車場などを避難場所として利用することも想定しております。また、避難所の開設・運営については災害に応じ、気象情報などを注視し、迅速に対応しているところです。

次に、避難所を開設する事態が発生した場合は、川西町地域防災計画に基づいて作成した「本部事務局マニュアル」「職員マニュアル」「避難所開設マニュアル」「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」により行動することとしております。また、各避難所を開設することとなった場合を想定し、飲食料、ダンボールベッドを含む生活用品など物資の備蓄についても、日頃より整備をしております。なお、飲食料、生活用品の供給については、スーパーおくやま、コメリ、ならコープ、農協などの事業者と災害関係協定を締結しています。

次に、ご質問の災害時のトイレに関してですが、川西町防災倉庫に組み立て式の仮設トイレを8基、災害時トイレ用小型テントを30個、簡易トイレを45個、簡易トイレ用汚物処理袋1100袋、紙オムツを1,176個、尿取りパッドを1,026個、乳児用紙オムツを3,434個、トイレットペーパー672個の整備をしております。

今後、必要に応じ、見直し、整備してまいりたいと考えております。

次にご質問のコロナ禍で中止しておりました防災訓練についてであります。まずは住民の防災意識の啓発向上が肝要との考え方から、令和5年12月3日に阪神淡路大震災を被災され、兵庫県庁で防災部局を20年以上従事し、災害対応に当たられたご経験がある防災士、田中健一氏の防災講演会を自主防災会の方々、住民の方々を対象に開催させていただきました。

また、先日、令和6年3月2日には、町職員による風水害を想定した図上訓練を実施いたしました。また、各自治会の自主防災会におかれましても、令和5年度から防災訓練を再開していらっしゃるようです。

議員がお述べのとおり、自助、共助、公助の意識が地域の防災力の向上につながると考えておりますので、町・自治会・自主防災会が協力し、災害に強い町を構築するべく取組を継続してまいりたいと存じます。

私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 松波議員。

○1番議員（松波芳子議員） ご答弁ありがとうございます。

3月2日に町の防災訓練を実施されたことは聞いております。我々町民としてしましても、駅前公園で数年前から、振る舞い豚汁の屋外調理の実践を行い、体験を積み重ねてまいりました。今後もあらゆる世代の住民参加で、継続していきたいと思っています。常日ごろから行政側の機動力を十分に発揮していただき、毎月の広報を利用したり、防災の情報を繰り返し発信していただきたいと思っています。

今後とも具体的な行動を示していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（弓仲利博議員） これをもちまして、一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

各議案の調査委員会審査のため、明日3月7日から3月18日までの12日間を休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月18日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

3月19日午前10時より会議を再開します。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時52分 散会)

議 事 日 程

厚 生 文 教 委 員 会

総 務 建 設 経 済 委 員 会

予 算 審 査 特 別 委 員 会

厚生文教委員会議事日程

令和6年3月7日（木） 9時00分 開議
9時55分 閉会

日程第1

議案第9号 令和5年度川西町一般会計補正予算について（予備審査）

歳出	款2 総務費	項3 戸籍住民基本台帳費
	款3 民生費	項1 社会福祉費
		項2 児童福祉費
	款4 衛生費	項1 保健衛生費
		項2 清掃費
	款8 教育費	項1 教育総務費
		項2 小学校費
		項6 社会教育費
歳入		上記関係歳入

日程第2 議案第10号 令和5年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第3 議案第11号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第4 議案第12号 令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第5 議案第18号 川西町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第19号 川西町手数料条例の一部改正について

日程第7 議案第20号 川西町子ども医療費助成条例の一部改正について

日程第8 議案第21号 川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

日程第9 議案第22号 川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について

日程第10 議案第23号 川西町介護保険条例の一部改正について

日程第11 議案第24号 川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準を定める条例の一部改正について

日程第 12 議案第 25 号 川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 13 議案第 26 号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 14 議案第 27 号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 15 議案第 31 号 川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例の制定について

日程第 16 議案第 34 号 川西町体育施設の指定管理者の指定について

出席委員

委員長	伊藤 彰夫				
副委員長	石田 三郎				
委員	寺澤 秀和	安井 知子	弓仲 利博	齋藤 麻由	

副議長 福山 臣尾

説明のため出席した者

町 長	小澤 晃広
副町長	森田 政美
教育長	橋本 宗和

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

住民保険担当理事	大西 成弘
長寿介護課長	栗林 美子
福祉こども課長	中森 委香
社会教育課長	浅田 裕信
教育総務課長	高場 慎太郎

会計管理者 岡田 充浩

職務のために出席した者

議会事務局長心得	池原 由香里
議会事務局主事	西村 俊哉

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

令和6年3月8日（金） 9時00分 開議
9時55分 閉会

日程第1 議案第9号 令和5年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2 総務費	項1 総務管理費
		項2 徴税費
		項4 選挙費
		項5 統計調査費
	款5 農商工業費	項2 商工費
	款6 土木費	項1 土木管理費
		項2 道路橋梁費
		項3 都市計画費
		項4 住宅費
	款9 公債費	項1 公債費
	款10 諸支出金	項2 基金費

歳入 上記関係歳入

日程第2 議案第13号 令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

日程第3 議案第14号 川西町附属機関設置条例の一部改正について

日程第4 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第17号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第28号 川西町都市計画審議会条例の一部改正について

日程第8 議案第29号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第30号 川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第10 議案第32号 川西町道路線の認定について

日程第11 議案第33号 川西町道路線の変更について

出席委員

委員長	阪本 学				
副委員長	芝 和也				
委 員	堀 格	福山 臣尾	安達 憲太郎	松波 芳子	

議 長 弓仲 利博

説明のため出席した者

町 長	小澤 晃広
副町長	森田 政美

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

行政改革統括理事	石田 知孝
まちマネジメント担当理事	山口 尚亮
まちづくり推進担当理事	乾井 宏純

まちマネジメント課長	中川 辰也
税務課兼債権管理課長	松下 正嗣
まちづくり推進課長	喜多 勲
デジタル推進室長	梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のために出席した者

議会事務局長心得	池原 由香里
議会事務局主事	西村 俊哉

欠席委員及び職員

予 算 審 査 特 別 委 員 会 議 事 日 程

令和6年3月11日（月） 9時00分 開議
16時00分 閉会

日程第1 議案第1号 令和6年度川西町一般会計予算について

歳出 款1 議会費
 款2 総務費
 款3 民生費
 款4 衛生費
 款5 農商工費
 款6 土木費
 款7 消防費
 款8 教育費
 款9 公債費
 款10 諸支出金
 款11 予備費

歳入 上記関係歳入

日程第2 議案第2号 令和6年度川西町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第3号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第4 議案第4号 令和6年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について

日程第5 議案第5号 令和6年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計
予算について

日程第6 議案第6号 令和6年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に
ついて

日程第7 議案第7号 令和6年度川西町下水道事業会計予算について

出席委員

委員長	阪本 学				
副委員長	伊藤 彰夫				
委 員	芝 和也	寺澤 秀和	石田 三郎	安井 知子	
	福山 臣尾	弓仲 利博	安達 憲太郎	齋藤 麻由	
	松波 芳子				

説明のため出席した者

町 長	小澤 晃広
副町長	森田 政美
教育長	橋本 宗和

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

行政改革統括理事	石田 知孝
まちマネジメント担当理事	山口 尚亮
まちづくり推進担当理事	乾井 宏純

まちマネジメント課長	中川 辰也
税務課兼債権管理課長	松下 正嗣
まちづくり推進課長	喜多 勲
デジタル推進室長	梅津 光章

住民保険担当理事	大西 成弘
長寿介護課長	栗林 美子
福祉こども課長	中森 委香
社会教育課長	浅田 裕信
教育総務課長	高場 慎太郎

会計管理者	岡田 充浩
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長心得	池原 由香里
議会事務局主事	西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 6 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 3 号)

令和 6 年 3 月 19 日

令和6年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

召 集 年 月 日	令和6年3月19日		
召 集 の 場 所	川西町役場議場		
開 会	令和6年3月19日 午前10時00分 宣告		
出 席 議 員	1 番 松波 芳子	2 番 齋藤 麻由	3 番 安達 憲太郎
	4 番 阪本 学	5 番 弓仲 利博	6 番 福山 臣尾
	7 番 堀 格	8 番 安井 知子	
	10 番 石田 三郎	11 番 寺澤 秀和	12 番 芝 和也
欠 席 議 員	9 番 伊藤 彰夫		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町 長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝 まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純 住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明 税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲 まちマネジメント課長 中川 辰也 デジタル推進室長 梅津 光章 長寿介護課長 栗林 美子 福祉こども課長 中森 委香 社会教育課長 浅田 裕信 教育総務課長 高場 慎太郎 会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会 議 録 署 名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	10 番 石田 三郎 議員	11 番 寺澤 秀和 議員	

川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和6年3月19日（火） 午前10時00分 再開

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		委員長報告 議案第1号～議案第7号 議案第9号～議案第34号 厚生文教委員長 議案第9号(予備審査) 議案第10号～議案第12号、 議案第18号～議案第27号、 議案第31号、議案第34号 総務建設経済委員長 議案第9号 議案第13号～議案第17号、 議案第28号～議案第30号、 議案第32号、議案第33号 予算審査特別委員長 議案第1号～議案第7号 質疑・討論・採決 議案第1号～議案第7号 議案第9号～議案第34号
追第1	(追加日程) 議案第35号	近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併設施設新築工事請負契約の締結について
追第2	議案第36号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(午前１０時００分 会議再開)

○議長（弓仲利博議員）おはようございます。

これより令和６年川西町議会第１回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しております。

よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第１、委員長報告を議題といたします。

去る５日の本会議において上程され、各委員会に付託いたしました議案第１号から議案第７号及び議案第９号から議案第３４号までの議案３３件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

厚生文教委員長、伊藤彰夫議員。

(厚生文教委員長 伊藤彰夫議員 登壇)

○厚生文教委員長（伊藤彰夫議員） 皆さん、おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。

去る、令和６年３月５日の本会議におきまして、厚生文教委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の概要につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、３月７日に委員会を開催し、付託されました予備審査１件、議案１５件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第９号、令和５年度川西町一般会計補正予算について、歳出では、マイナンバーカードへの振り仮名表記について、委員から質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査ののち、全員一致で原案を了承するものと決しました。

次に、議案第１０号、令和５年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第１１号、令和５年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第１２号、令和５年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第１８号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第１９号、川西町手数料条例の一部改正について、議案第２０号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、議案第２１号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、議案第２２号、

川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正については、厳正な審査ののち、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３号、川西町介護保険条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２４号、川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２５号、川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２６号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２７号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防

サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例の制定について

では、令和6年4月から導入予定であるパートナーシップ宣誓制度と、本条例制定との関連性について、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決しました。

最後に、議案第34号、川西町体育施設の指定管理者の指定について、では、指定管理委託料の見直しについて、光熱水費の高騰による委託料の補填について、下永体育館の設備等の修繕及び利用料の徴収について、委員より質疑があり、いずれも詳細の説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、総務建設経済委員長、阪本学議員。

（総務建設経済委員長 阪本 学議員 登壇）

○総務建設経済委員長（阪本 学議員） おはようございます。

去る5日の本会議におきまして、総務建設経済委員会に付託になりました議案第9号、令和5年度川西町一般会計補正予算（第9回）他10議案について、休会中の8日、委員会を開催し、理事者並びに関係所属長の出席を求め、審査いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議案第9号、令和5年度川西町一般会計補正予算（第9回）についてですが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1576万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2717万8000円に定めようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、定額減税実施に係る住民情報システムの改修費、マイナンバーカード、戸籍附票への氏名等のふりがなを表記するためのシステム改修費、基金積立金として、まちづくり基金積立金、減債基金積立金、山辺・県北西部環境衛生組合施設建設費の物価スライドに伴う負担金の増額補正であります。

これらの歳出に見合う財源といたしましては、新型コロナウイルス対策地方税減収補填特別交付金、国・県支出金、繰入金及び町債等により収支の均衡を図ったものであります。

本案については去る、7日の厚生文教委員会におきまして、予備審査が行われ、慎重審査の結果、了とされました。委員から、まちづくり基金の使い道や予算の減額補正分を今後、どのように使っていくのかという質疑があり、理事者の説明を受け、委員会での慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で、可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてですが、委員から補正内容の使途についての質疑があり、慎重審

査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてであります、委員から、大和川保田遊水地上面利用協議会の開催時期及び構成委員、遊水地上面利用用途についての質疑があり、理事者の説明を受け、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります、委員から会計年度任用職員が育児休業を取得した場合の代替職員の補充についての質疑があり、理事者の説明を受け、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で、可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります、委員から、条例の適用対象者の範囲、勤勉手当を支給する会計年度任用職員の週における勤務時間の基準の決め方、勤勉手当の支給時期についての質疑があり、理事者の説明を受け、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、川西町都市計画審議会条例の一部改正について、議案第29号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第30号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第32号川西町道路線の認定について、議案第33号、川西町道路線の変更についての5議案については、それぞれ慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託になりました議案第9号、令和5年度川西町一般会計補正予算（第9回）他10議案についての結果報告といたします。

議員各位におかれましてはよろしくご賛同くださいますようお願いいたします。
○議長（弓仲利博議員） 続きまして、予算審査特別委員長、阪本学議員。

（予算審査特別委員長 阪本 学議員 登壇）

○予算審査特別委員長（阪本 学議員） 去る、5日の本会議におきまして、予算審査特別委員会に付託になりました議案第1号、令和6年度川西町一般会計予算について他6議案について休会中の11日、特別委員会を開催し、理事者並びに係所属長の出席を求め、審査いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第1号、令和6年度川西町一般会計予算についてであります、本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4941万5000円とし、前年度当初予算と比較して3億688万3000円、5.6%の減となっております。これらの歳出に見合う財源は、国・県支出金などの特定財源、町税、地方交付税、繰越金等の一般財源及び財源不足への対応として、基金からの繰入れを行い、収支の均衡を図ったものであります。

歳入については一般会計の歳入・歳出のバランスについて、委員から質疑があり、理事者から詳細な説明を受けました。

次に、歳出ですが、各款ごとに審査をいたしましたので、款ごとの報告といたし

ます。

なお、各委員より質疑がありました、主な内容は次のとおりであります。

まず、総務費では、公用車の使い方について、会計年度任用職員の人数の比率について、保健師の処遇について、シティプロモーション推進業務委託の内容について、ふるさと納税の返礼品について、「おくやまテラス」の委託料について、町制50周年事業委託費について、コミュニティバスの購入について、地域公共交通の変更点及び今後のあり方について、タクシーチケットの助成方法について、避難所の整備について、住民基本台帳の閲覧除外申請について。

次に、民生費であります、子ども・子育て支援事業計画策定委託料について、子ども家庭センターの設置について、子育て支援センターの移転の経緯及び職員配置について、生理用品の無償配布について、パートナーシップ制度について。

次に、衛生費では、子育て支援アプリの利用について、子育てオンライン相談の利用について、妊婦一般健康診査助成について、山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設費負担金について、収集ごみ一時置き場について。

次に農商工費では、結崎ネブカの生産、出荷状況について、地域商業活性化事業の取りについて、結崎駅併設施設の事業内容について。

次に、土木費では、自走式草刈り機の使用について、既存木造住宅耐震改修支援事業補助金の利用実績について、町営住宅の政策的空家について、町営住宅除却後の跡地の管理について。

次に、消防費では、避難所整備費の内容について、広域での避難所設置について、越水による堤防崩壊対策について。

次に、教育費では、小学生児童制服等購入助成補助金について、給食費の無償化について、夏季水泳指導委託について、幼稚園における医療的ケア児の受け入れ体制について、特別支援員の配置について、図書館でのセルフ貸出機について、島の山古墳整備事業について。

また、各委員からの主な要望については、給食無償化になっても、質の高い給食を提供できるように、無償化であるがゆえに、保護者が意見を言いづらくなるようなことにならないようにしてもらいたい。

以上、本案については、理事者よりいずれも詳細な説明を受け、各分野にわたり慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第2号、令和6年度川西町国民健康保険特別会計予算についてであります。本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4003万2000円に定めようとするものであります。歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養費や高額療養費などの保険給付費、医療給付費や後期高齢者支援金等に係る国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業費等であり、これらに見合う歳入といたしましては、国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金等により収支の均衡を図ったものであります。

委員より、令和6年度の国民健康保険税の統一について、子どもの均等割及び非課税者への保険税の減免措置について、質疑があり、慎重審査の後、採決の結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算についてありますが、本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億879万2000円に定めようとするものであります。歳出の主な内容といたしましては、奈良県後期高齢者医療広域連合に対する納付金、健康保持増進事業に係る保険事業費等であり、これらに見合う歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等により収支の均衡を図ったものであります。

委員より、保険料の負担能力が低い被保険者への軽減策について、質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、令和6年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてありますが、本会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2077万8000円に定めようとするものであります。歳出の主な内容といたしましては、介護サービス、介護予防サービス及び高額介護サービス等の保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業及び包括的支援事業等に要する地域支援事業費等であり、これらに見合う歳入といたしましては、介護保険料、国庫負担金・補助金、支払基金交付金、県負担金・補助金及び一般会計繰入金等により、収支の均衡を図ったものであります。委員より、介護保険事業の今後の見直しについて、一般会計からの繰入金の検討について、質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、令和6年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算についてありますが、本会計予算は歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ855万円に定めようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、介護予防サービス費及び繰出金であり、これらに見合う歳入といたしましては予防給付費等収入及び一般会計繰入金等により、収支の均衡を図ったものであります。慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、令和6年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてありますが、本会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260万4000円に定めようとするものであります。歳出の主な内容といたしましては、住宅新築資金貸付費であり、これらに見合う歳入といたしましては、県支出金及び貸付金元利収入等により、収支の均衡を図ったものであります。慎重審査ののち、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、令和6年度川西町下水道事業会計予算についてありますが、本会計予算は、業務の予定量として、水洗化人口7023人、年間総処理水量80万3336立方メートルとし、収益的収入及び支出では、支出総額を2億6517万7000円、収入総額を3億2434万3000円に定めようとするものであります。支出の主な内容といたしましては、下水管及び附属設備の維持管理に要する費用、県汚水処理施設への排水処理負担金、減価償却費及び企業債・利息等であります。一方、収入については、下水道使用料、国・県補助金、一般会計からの負担金等であります。また、資本的収入及び支出であります。支出総額は2億9761万9000円で、主な内容といたしましては、下水道人孔蓋改築工事費、下水道

管敷設工事費、県污水处理施設建設負担金及び企業債償還金等であります。一方、収入総額は、２億３６８０万円で、その主な内容といたしましては、企業債、一般会計出資金及び国庫補助金等であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額６０８１万９０００円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

委員より、下水道使用料の引き上げについて、ストックマネジメント計画について、地震災害時の下水道管の状況についての質疑があり、慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、本特別委員会に付託になりました、議案第１号、令和６年度川西町一般会計予算他６議案についての結果報告といたします。

なお、令和６年度予算の執行に当たっては、各委員より出された意見、要望等を十分に反映されるよう要望いたしておきます。

議員各位におかれましては、よろしく御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑はないようですので質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

１２番、芝議員。

○１２番議員（芝 和也議員） １２番、芝 和也です。

ただいま、総務・厚生・予算審査特別委員会の各委員長から報告がなされました議案第１号、６年度川西町一般会計予算についてより、議案第３４号、川西町体育施設の指定管理についてまでの、新年度の予算案７本、５年度の補正予算案６本と条例改正１７本、条例制定１本、道路認定２本、指定管理者の指定１本の都合３４議案に対する討論を行います。

態度表明であります。新年度の一般会計、国保会計、後期高齢者医療保険、介護保険の１号から４号までの４本の予算案並びに１８号の川西町国民健康保険税条例、２３号の川西町介護保険条例の２本の条例改正案には、反対をし、後の補正予算案並びに条例案等の２８本については、いずれの議案も賛成するものであります。

まず、議案第１号、令和６年度の一般会計予算についてであります。本予算案は、未来創造ギアチェンジ予算と称して、人口減少からの脱却に向けて、雇用の確保を含めて、賑わいのあるまちづくり等々を目指すべく、各種事業が展開される予算が組まれております。この間、議論を重ねている現在進行形の問題としましては、給食の無償化、高等教育への学資の手立て、加齢性難聴者に対する補聴器購入の手立て、子どもの歯科矯正治療への手立て等々、私が取り組みました暮らしのアンケートに基づく、こうした住民ニーズの本町における制度化であります。議論の渦中にありまして、残念ながら全面的な展開にはこれまでのところ至っておりません。

こうした中、新年度からは中学校給食の無償化措置を始め、アピアランスケアの支援事業や自治体パートナーシップ制度の導入、ごみ減量化に寄与している資源回

収団体への補助単価の引き上げや長年議論を重ねてくる中、国も自治体へのペナルティを解除

したことも相まって、例えば子ども医療費の現物給付化等々が始まることとなりました。

その他、学童の施設整備など新たな展開が始まります。今後も利用者の声を聞いての改善が当然必要と存じますが、一連のハード・ソフトでの取組は、町長の姿勢のあらわれとして評価いたしますが、今日、物価高騰の折、暮らしの応援対策は何も求められる問題であることに変わりはなく、決して避けて通れるものではありませんので、自治体のなすべき術は、困っておられる皆さんに寄り添い、これをしっかりと汲み上げる事に尽きると存じます。

総務省の家計調査によりますと、2人以上の世帯におけるエンゲル係数は、2023年に、直近の数値であります、27.8%となり、比較可能な1985年以降で最も高い数値となっているとのことであります。皆さんご承知のとおり、エンゲル係数は消費支出に占める食品支出の割合を示すもので、生活水準の指標としては、この数値が高いほど、生活の厳しさを表す指標として示されるものでありまして、高齢者の皆さんを直撃している年金の目減りの問題も含め、特に低所得者層の皆さんに付随する問題に他なりません。

こうした高齢者の皆さんを取り巻く背景には、年金の改定率を上回る物価上昇が続いていますので、直近の10年間を見た場合、年金の減額幅が約1ヶ月分の年金額に相当してきているのが、今日の現状です。結果、可処分所得は目減りし、後でも述べますが、国保や後期高齢者医療保険等公的医療保険料や介護保険料の引き上げがこれにさらなる追い打ちをかけるに至っているのが現状に他なりません。

結果、紹介したエンゲル係数に表れているとおり、本町の住民を含め、国民の懐具合がこれまでで一番厳しい状況に置かれていることを見て取ることができます。

こうしたことから、自治体がなすべき手立てとしましては、予算の使い道を縦横に検討して、当然優先順位を設ける事は、やぶさかではありませんが、まずは暮らしの

充実に充当していくことが避けられない問題と心得ます。

そのためにも、従前から、議論は平行線をたどっている問題の課題解決が望まれているものと存じます。冒頭触れましたように、高等教育への学習の手立てと子どもの歯科矯正治療への手立て、加齢性難聴者への補聴器購入補助等の実施をはじめ、子どもの医療費への妊婦適用、地域経済の活性化に向けて住宅リフォーム助成策、耐震改修における補助単価の引き上げ、脱炭素に向けた太陽光パネルの設置等、再生可能エネルギーの活用普及策の実施、農政における地産地消の推進として、物販としての朝市や学校給食への活用等々の各助成制度の創設、また、奨励作物としての結崎ネブカ生産者への直接の手立てが新年度より講じられることに道は開かれましたが、抜本的な価格保証も含めた支援策の強化が求められる問題と心得ます。

交通弱者や災害対応策では、事故があってからでは遅いので、議論を重ねている

新設した踏切への点字ブロックの設置、ブロック塀の撤去等への助成策の実施、体

育館等の避難所への空調設備の設置、デマンド交通の導入等々、引き続き求める次第であります。

また、議論の渦中にありますが、職員の給与等の対応や正規職員と非正規職員のバランスの見直しも解決が求められる問題です。特に、保健師等の有資格者の職員の処遇を一般職扱いで据え置くことは、改めるべきと存じます。加えて、総務、福祉、教育、事業の4部門での束ね役的ポストがそれぞれ必要な役回りと存じますので、引き続き、これらの改善を求めるものであります。

本町の体力からすれば、今般の審議を通じて議論を深めたとおり、本町の財力、その体力からすれば、より一層の住民生活をカバーできることは明らかであると判断いたします。やはりそこは、自治法に照らしても、住民の福祉の増進に努めることを優先して取り組んでいくべき課題と存じます。

市町村は住民に最も近い行政主体になりますので、折しも国や県の取組が、住民負担となって被さってきている今日、その最後の防波堤は市町村しかありませんので、何よりも住民に依拠し、ときにはやっぱりおんぶに抱っここの時があるにせよ、全体としては住民の暮らしを支える意気込みをしっかりと示して、審議を通じて議論を重ねた一連の取組等の強化に努めることこそ、自治体の本分と存じます。

よって、この間の折に触れて議論を重ねているとおり、今日の物価高騰の折、このたびの予算審査をはじめ、日頃交わしている各種施策の充実は十分に可能と判断しておりますので、小澤晃広町長におかれましては、申し上げたことにご留意いただき、住民の意見に沿い、願いに応える身近で役立つ町政を築かれんことを申し添え、より一層の住民施策の充実を盛り込んだ予算編成へと組み替えられんことを求めまして、この予算案には反対する次第であります。

次に、議案第2号、国民健康保険と第3号の後期高齢者医療保険の特別会計予算についてであります。

国保は、議案第18号の国民健康保険条例の一部改正案とも連動する問題でありますので、併せてここで述べておくことにいたします。

本会計は前年度比4%増、県単位化に向けては、本町単独運営の時に比して23%増まで負担が引き上がる結果となっています。この傾向はどう変動していくのか、また引き続き注視しなければなりません、膨らみ続ける負担をいかに抑えていくかは、欠くことのできない問題でありますし、特に、低所得者層においては、エンゲル係数で言えば、切り詰めようのないような問題になっていきますので、ここは川西町が、県単位化になったので、県から言われた納付金を集金すれば良いというような単純な問題ではありません。

県単位化になっても、あくまで課税権限者は町長に変わりはありませんので、支払い能力に応じた負担を踏まえた策を講じることを避けてはならないものと心得ます。

従前の川西町国保としましては、創意工夫を凝らして、医療費の抑制を図り、安定的な運営に努めていたところ、町の意向とは全く関係なく、国や県の方針転換により、今日の状態を招いたことは否めません。

国保は国民皆保険制度の要となる取組に他なりませんし、何よりも法定軽減対象

者が優に過半数を超えていることから、所得の低い人に負担のしわ寄せが集中する事態を招いており、社会保障制度としてはあってはならない方向になりつつあるのが現状です。

命の平等を何よりも保障していかなければならない社会保障制度である以上、こうした事態は、到底容認できるものではありません。よって、事態の收拾に努めるためにも、手立てとしては住民税非課税相当者の免除措置を講ずること、並びに、そもそも何の収入がない子どもの均等割を廃止すること等々を引き続き求める次第であります。

また、後期高齢者医療保険では、既に保険料の2倍化がかなりの人に被さっていることから、負担増が膨らみ続けるこうした傾向は、決して容認できる内容でないことはいうまでもありませんし、本会計でも、住民税非課税相当者への免除措置は急務と考えます。

議論を重ねているように、税や保険料負担の基本は、能力に応じた負担が原則貫かれてしかるべきでありますので、この観点から外れた運営になっている以上、たやすく結構ですというわけにはまいりません。

引き続き議論を重ねている一連の手立ての実施と充実を求め、国保並びに後期高齢者医療保険の予算案並びに国民健康保険税条例の一部改正案については、反対する次第であります。

次に、議案第4号の新年度の介護保険についてであります。本会計も議案第23号の川西町介護保険条例の一部改正案と連動しておりますので、併せてここで述べておくものであります。

介護保険に関しましては、仕組み上、事業計画見直しの度に、保険料負担が上からざるを得ないのが避けられない特徴でありまして、なかなかそこから抜け出せていないのが現状であります。

今般、第9期の計画が始まりますが、懸案の保険料区分の多段階化の実施や基金の取り崩しによる保険料高騰の抑制策が講じられたものの、前期比で1割増しとなり、残念ながらこの傾向が変わることはありませんでした。結果、負担の抑制に向けては一定の努力が注がれていますが、負担増になることに変わりはありません。

介護保険の保険料は、制度発足時からすれば、既に3倍を超えているのが実情でして、決して青天井で良いはずはありませんので、ここは、相当踏み込んだ取組が求められているものと心得ます。

むしろ、法解釈の問題になりますが、議論を重ねましたように、策としましては、法定外の繰入を禁ずる規定が法令上見当たらない以上は、そこへ踏み込むことも避けて通れない手立てと存じます。

ここでも、負担能力の基本原則は医療保険と同様であり、この視点が変わることはありませんので、これらの実施を含めた改善策に踏み切り、抑制策を講じられることを引き続き求めまして、本予算案並びに関連する介護保険条例案についても反対する次第であります。

以上、これ以外の議案につきましては、いずれも賛成いたしますが、17号について一言申し上げます。

会計年度任用職員の処遇改善を講じられることとなりましたが、会計年度任用職員と正規職員とでは、年度途中における給料表変更等が起こった場合、正規職員は、その年の4月さかのぼることになっていますが、会計年度任用職員は翌年からの扱いになっているという状況にあります。これにつきましては、その扱いを同等にするよう、前の審議を通じて求めたように、たがえる合理性はどこにもありませんので、早急に改善し、同様に扱うことを改めて申し添えまして、今般、提出の全34議案に対する討論を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 他に討論ございませんか。

7番、堀議員。

○7番議員（堀 格議員） 7番、堀です。よろしくお願いいたします。

本議会に提案されました議案第1号から議案第7号、議案第9号から議案第34号、各議案につきまして賛成をするものであります。賛成の立場から簡単に討論を行わせていただきます。

まず、来年度の予算につきまして、町長はこれからの川西町をつくるためにギアチェンジした予算と言われております。その意味で、子育て政策の充実、コミバスを含む地域交通の再構築、産業拠点の創出、川西小学校への支援員の配置、中でも、子育て支援センターの文化会館への移転や、長年の懸案でありました医療費助成の現物給付化の拡大など前向きのものが多くありまして、大いに評価すべきものと思われまます。

次に、国民健康保険をはじめ各種の保険に関しましてであります。この度、保険料のアップということになります。まず国民健康保険につきましては、まずは県統一という、これを実現するということでもありますから、ここで当川西町だけが異なる取り扱いをするわけにはまいりません。確かに国民健康保険につきましては、現行の制度では、保険料の負担が大きくなりますが、制度の構築をしている国のレベルで、本来対応を考えるべきものであります。

また、後期高齢者医療保険の改定は、子育て支援や現役世代との負担の公平化によるもので、やむを得ないものと思われまますので、町レベルで操作するのは適切ではありません。

また、介護保険は、一般会計からの法定外繰入は避けるべく、厚生労働省から指導をされております。

以上、要点のみであります。その他の議案も含めまして、各議案とも適正なものとして賛成するものであります。

さて、令和6年度の予算執行にあたりまして、補強意見を申し上げさせていただきます。

奈良県は、過去にはベッドタウンとして発展してまいりました。しかし、生駒市は既に10年前から人口は減少に転じ、交通の便利な香芝市は、令和に入ってから減少に転じております。そして、奈良県の県外就業率はなんと全国一位で、15歳以上の3割が県外で働いております。前に生駒市長でありました現山下知事はそこに注視して、奈良県の発展のためには、県内での就業数を増やすべく、企業誘致に熱心であります。

川西町におきましても、まちの活性化と人口の社会減のために、地元での就業人口を増やすべく、企業誘致が求められるところであります。また、まちの魅力は、互いの補助金競争するのではなく、本来あるべき、住みたくなるまちづくりに頑張っていくことであります。

一方で、まちの活性化を牽引して参ります役場職員の一層の活性化も必要であります。高齢化がさらに進む2040年には、現役世帯いわゆる15歳から64歳の生産年齢人口は、今の8割になる8掛け社会がやってまいります。当然、人材の争奪戦も行われます。川西町の役場におきましても、人材の確保という意味でも、若手が考え、提案し、目標を達成していく、生きがいと充実感のある職場を実現していただくようお願いいたします。

以上、簡単であります。賛成の立場からの討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 他に討論ございませんか。

8番、安井議員。

○8番議員（安井知子議員） 私は今から反対討論させていただきます。

なお、議案第1号から33号までは異議なしです。

議案第34号におきまして、指定管理する体育館が3つあります。その他4つの施設がありますが、この体育館、2番目の下永体育館において述べさせていただきたいと思います。約10年前、体育館を使用しました。そのときに、カーテンはボロボロ、お化け屋敷のようなもの、そして、舞台の床下にある引き出し、その中に椅子が入っています。その引き出しがギクシャクしてあきませんでした。椅子も悲惨な状態でした。それを一応改善させていただきました。それから10年、この指定管理者は、引き出し、カーテンご存知でしょうか。何らかの手を入れていただいたのでしょうか。一切そういったことは見受けられません。

ましてや、この3施設は防災の指定地であります。避難所であります。年老いた老人が、床で座れなくて椅子を求めた場合、その引き出しから椅子を出して使うはずです。

でも、今、その椅子がスムーズに出る状態であるかどうかご存知でしょうか。なぜこういうことが起こるのか、この指定管理者、もう決まりきった指定管理者として、私達は思っています。でも、公平に温度差のない指定管理をしていただく方に、私は指定管理をしていただきたいと思います。で、この34号に関して反対します。

終わります。

○議長（弓仲利博議員） 他に討論ございませんか。

他に討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決に入ります。

議案第1号、令和6年度川西町一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する*5 予算審査特別委員長の報告は、可決です。

議案第1号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手を願います。

(挙手する者あり)

○議 長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和6年度川西町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、可決です。

議案第2号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議 長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、可決です。

議案第3号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議 長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和6年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、可決です。

議案第4号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議 長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第5号、令和6年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、可決です。

議案第5号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議 長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和6年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ

いて、議案第7号、令和6年度川西町下水道事業会計予算について、議案第9号、令和5年度川西町一般会計補正予算について、議案第10号、令和5年度川西町国民健康保険

特別会計補正予算について、議案第11号、令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について議案第12号、令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第13号、令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第14号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第16号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第17号、川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、の11議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する予算審査特別委員長、厚生文教委員長、総務建設経済委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第6号から議案第7号及び議案第9号から議案第17号までの11議案について、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、議案第6号から議案第7号及び議案第9号から議案第17号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

この議案に対する厚生文教委員長の報告は、可決です。

議案第18号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって、議案第18号については、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第19号、川西町手数料条例の一部改正について、議案第20号、川西町子ども医療費助成条例の一部改正について、議案第21号、川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、議案第22号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について、の4議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する厚生文教委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第19号から議案第22号までの4議案については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、議案第19号から議案第22号までについて、委員長の報告のとおり、

可決されました。

次に、議案第２３号、川西町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

この議案に対する厚生文教委員長の報告は、可決です。

議案第２３号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって、議案第２３号については、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２４号、川西町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２５号、川西町指定介護予防予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２６号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２７号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第２８号、川西町都市計画審議会条例の一部改正について、議案第２９号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第３０号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第３１号、川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例の制定について、議案第３２号、川西町道路線の認定について、議案第３３号、川西町道路線の変更についての１０議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する厚生文教委員長、総務建設経済委員長の報告は、いずれも可決です。

議案第２４号から議案第３３号について、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は挙手願います。

賛成全員であります。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) よって、議案第２４号から議案第３３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号、川西町体育施設の指定管理者の指定について採決します。

この採決は、挙手により行います。

この議案に対する厚生文教委員長の報告は、可決です。

議案第３４号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成多数であります。

よって、議案第３４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、町長より議案第３５号、近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併施設設新築工事請負契約の締結について、及び議案第３６号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてが、提出されております。

議案第３５号及び議案第３６号の各議案は１４日に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第２２条の規定により、議案第３５号、近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併施設設新築工事請負業契約の締結について及び議案第３６号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第２としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第１、議案第３５号近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併施設設新築工事請負契約の締結について、追加日程第２、議案第３６号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第３５号及び議案第３６号については、議案の朗読を省略したいと思います
がご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって議案の朗読を省略することに決定いたしました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小澤町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

○町 長（小澤晃広） それでは、議案第３５号、近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併施設設新築工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

この工事は、近鉄結崎駅前に町内外の多くの方々にご来訪・ご滞在いただくとともに、住民の皆様等によるイベント開催や交流活動を活発化させ、恒常的な賑わいを創出することを図ることを目的に、新たな拠点施設を建築するものでありまして、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、当該請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約方法は、一般競争入札、請負金額は、消費税及び地方消費税込みで１億７２８万９４００円、契約の相手方は、奈良市藤の木台１丁目２番１５号 大倭殖産（おおやまとしょくさん）株式会社 代表取締役 杉本 朝順（すぎもと ともより）であります。

なお、工期は令和６年４月１日から、令和７年１月３１日までとなっております。

次に、議案第３６号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

これは、厚生労働省令に規定する従うべき基準が改正されたことに伴う条例改正

でありまして、3歳児及び4・5歳児に係る保育従事者の配置基準が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、施行は令和6年4月1日からとしています。

説明は以上です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第35号、近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併施設新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第35号、近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併施設新築工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、議案第36号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第36号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第36号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

この採決は挙手によって、行います。

議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

お手元に配付しております閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各委員長より継続調査に付したいとの申し出がありますが、これに付すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) よって、それぞれの委員長の申出どおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査に付することにいたします。

これをもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、何かとお忙しいところにも関わらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ、議会運営に御理解、御協力いただきましたことに対し、議長として、厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算執行に当たっては、経済性、効率性、有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。

また、議員各位から出されました意見、要望を十分に尊重していただき、今後の町政運営に一層の努力を賜りたいと思う次第であります。

閉会にあたり、町長より閉会の挨拶があります。小澤町長。

○町長(小澤晃広) 本議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会では、新年度当初予算を初めとした諸議案を提案いたしましたところ、慎重なご審議の上、それぞれご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

今年度もまもなく年度末を迎えます。ポストコロナの時代に入りましたこの1年も、皆様にお支えいただきながら、様々な取組を進めてくることができました。

春には、唐院工業団地の拡張部分の立地企業への引き渡し、秋には駅前広場の遊具設置、第2子の保育料完全無償化の開始、大和平野中央田園都市構想下永地区の所有権移転完了、「おくやまテラス」のオープン、年が明けてからは、学童テラスの完成、結崎駅前踏切の拡張完了など、一步一步取組が進んでおります。

これも全て皆様のご理解・ご協力があつてのことです。誠にありがとうございます。

また新しい県知事が就任され、進められるか懸念しておりました「まほろば健康パーク」のリニューアル、大和平野中央田園都市構想につきましては、取組の形は変わるものの、少しずつ進捗をしている状況です。地域のためになる取組となりますよう、引き続き県と対話、そして協力・協働してまいりたいと存じます。

今議会におきましては、皆様の審議を経まして、災害への備え、人口減少や空家

問題への対応、子育て環境の向上、地域活性化に向けた取組等への高い関心をお寄せいただき、また、多様な観点からのご意見ご提言を賜りました。

来年度も中学校の給食費無償化、子育て支援施設の整備や子育て支援事業の拡充、シニアへのタクシーチケット配布事業、駅併設施設の建築、保田遊水地の整備の進捗、DXの推進、また、10市町村での山辺・県北西部広域環境衛生組合としての新施設建設など、重要な取組を数多く進めていくこととなります。

皆様のご意見・ご提言を今後の町政運営や各種政策にしっかりと反映させ、人口減少社会の中でも、川西町でのより幸せな暮らしの実現、未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる持続可能な川西町の実現のため、来年度しっかりと議案を上げて進めていくべく一生懸命に取り組んでまいりたいと存じます。

結びに、これからも地域の発展のために、皆様とともに取組を進めさせていただきたく、皆様の益々のご指導、ご鞭撻、ご理解、ご協力をお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶、お礼に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員）以上をもちまして、令和6年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（11時10分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月19日

川西町議会

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件 名	議 決 月 日	審議結果
承認第 1 号	令和 5 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	3 月 5 日	原案承認
議案第 1 号	令和 6 年度川西町一般会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 2 号	令和 6 年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 3 号	令和 6 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 4 号	令和 6 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 5 号	令和 6 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 6 号	令和 6 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 7 号	令和 6 年度川西町下水道事業会計予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 8 号	令和 5 年度川西町一般会計補正予算について (第 8 回)	3 月 5 日	原案可決
議案第 9 号	令和 5 年度川西町一般会計補正予算について (第 9 回)	3 月 19 日	原案可決
議案第 10 号	令和 5 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 11 号	令和 5 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 12 号	令和 5 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 13 号	令和 5 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	3 月 19 日	原案可決
議案第 14 号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決

議案第 15 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 16 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 17 号	川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 18 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 19 号	川西町手数料条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 20 号	川西町子ども医療費助成条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 21 号	川西町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 22 号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 23 号	川西町介護保険条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 24 号	川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 25 号	川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 26 号	川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 27 号	川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決

議案第 28 号	川西町都市計画審議会条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 29 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 30 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
議案第 31 号	川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例の制定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 32 号	川西町道路線の認定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 33 号	川西町道路線の変更について	3 月 19 日	原案可決
議案第 34 号	川西町体育施設の指定管理者の指定について	3 月 19 日	原案可決
議案第 35 号	近鉄結崎駅周辺整備 結崎駅併設施設新築工事請負契約の締結について	3 月 19 日	原案可決
議案第 36 号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 19 日	原案可決
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 月 5 日	原案推薦
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	3 月 5 日	原案推薦
発議第 1 号	川西町議会委員会条例の一部改正について	3 月 5 日	原案可決